

---

平成30年 第5回(定例)南部町議会会議録(第5日)

平成30年9月26日(水曜日)

---

議事日程(第5号)

平成30年9月26日 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議事日程の宣告
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第47号 平成29年度南部町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 議案第48号 平成29年度南部町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 議案第49号 平成29年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 議案第50号 平成29年度南部町墓苑事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第51号 平成29年度南部町住宅資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議案第52号 平成29年度南部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第53号 平成29年度南部町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第54号 平成29年度南部町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第55号 平成29年度南部町太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第56号 平成29年度南部町水道事業会計決算の認定について
- 日程第14 議案第57号 平成29年度南部町病院事業会計決算の認定について
- 日程第15 議案第58号 平成29年度南部町在宅生活支援事業会計決算の認定について
- 日程第16 議案第59号 南部町工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定について
- 日程第17 議案第60号 南部町営バスの管理及び運行に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第61号 南部町上水道事業の設置等に関する条例及び南部町上水道給水条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第62号 平成30年度南部町一般会計補正予算(第3号)

- 日程第20 議案第63号 平成30年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）  
日程第21 議案第64号 平成30年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  
日程第22 議案第65号 辺地に係る公共施設の総合整備計画の策定について

（追加議案）

- 日程第23 発議案第14号 島根原発の申請・稼働に伴う事前了解権を周辺自治体へ拡大することを求める意見書  
日程第24 発議案第15号 女性の地位向上を求める意見書  
日程第25 発議案第16号 日米地位協定の見直しを求める意見書  
日程第26 議員派遣  
日程第27 委員会の閉会中の継続調査の申し出について

---

#### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 議事日程の宣告  
日程第3 諸般の報告  
日程第4 議案第47号 平成29年度南部町一般会計歳入歳出決算の認定について  
日程第5 議案第48号 平成29年度南部町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第6 議案第49号 平成29年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第7 議案第50号 平成29年度南部町墓苑事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第8 議案第51号 平成29年度南部町住宅資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第9 議案第52号 平成29年度南部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第10 議案第53号 平成29年度南部町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第11 議案第54号 平成29年度南部町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第12 議案第55号 平成29年度南部町太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第13 議案第56号 平成29年度南部町水道事業会計決算の認定について  
日程第14 議案第57号 平成29年度南部町病院事業会計決算の認定について  
日程第15 議案第58号 平成29年度南部町在宅生活支援事業会計決算の認定について

- 日程第16 議案第59号 南部町工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定について
- 日程第17 議案第60号 南部町営バスの管理及び運行に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第61号 南部町上水道事業の設置等に関する条例及び南部町上水道給水条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第62号 平成30年度南部町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第20 議案第63号 平成30年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第21 議案第64号 平成30年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第22 議案第65号 辺地に係る公共施設の総合整備計画の策定について

(追加議案)

- 日程第23 発議案第14号 島根原発の申請・稼働に伴う事前了解権を周辺自治体へ拡大することを求める意見書
- 日程第24 発議案第15号 女性の地位向上を求める意見書
- 日程第25 発議案第16号 日米地位協定の見直しを求める意見書
- 日程第26 議員派遣
- 日程第27 委員会の閉会中の継続調査の申し出について

---

出席議員(14名)

|            |            |
|------------|------------|
| 1番 加藤 学君   | 2番 荊尾 芳之君  |
| 3番 滝山 克己君  | 4番 長束 博信君  |
| 5番 白川 立真君  | 6番 三鴨 義文君  |
| 7番 仲田 司朗君  | 8番 板井 隆君   |
| 9番 景山 浩君   | 10番 細田 元教君 |
| 11番 井田 章雄君 | 12番 亀尾 共三君 |
| 13番 真壁 容子君 | 14番 秦 伊知郎君 |

---

欠席議員(なし)

---

欠 員(なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長 ..... 唯 清 視君 書記 ..... 船 原 美 香君  
書記 ..... 杉 谷 元 宏君  
書記 ..... 藤 下 夢 未君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 ..... 陶 山 清 孝君 副町長 ..... 松 田 繁君  
教育長 ..... 永 江 多輝夫君 病院事業管理者 ..... 林 原 敏 夫君  
総務課長 ..... 大 塚 壮君 総務課課長補佐 ..... 藤 原 宰君  
企画監 ..... 中 田 達 彦君 企画政策課長 ..... 田 村 誠君  
防災監 ..... 種 茂 美君 税務課長 ..... 伊 藤 真君  
町民生活課長 ..... 岩 田 典 弘君 子育て支援課長 ..... 仲 田 磨理子君  
教育次長 ..... 板 持 照 明君 総務・学校教育課長 ..... 安 達 嘉 也君  
病院事務部長 ..... 中 前 三紀夫君 健康福祉課長 ..... 糸 田 由 起君  
福祉事務所長 ..... 岡 田 光 政君 建設課長 ..... 田 子 勝 利君  
産業課長 ..... 芝 田 卓 巳君 監査委員 ..... 仲 田 和 男君

---

午前 9 時 0 0 分開議

○議長（秦 伊知郎君） ただいまの出席議員数は 14 人です。地方自治法第 113 条の規定による定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

直ちに本日の会議を開きます。

---

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、次の 2 人を指名いたします。

6 番、三鴨義文君、7 番、仲田司朗君。

---

日程第 2 議事日程の宣告

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

---

### 日程第3 諸般の報告

○議長（秦 伊知郎君） 日程第3、諸般の報告を行います。

定例会最終日ではありますが、諸般の報告を行います。

本年7月13日に開催されました南部町議会全員協議会において、平成30年7月2日に産業廃棄物処分業者が来庁され、産業廃棄物処理施設における事業を再開するとの説明があったとの報告を受けました。

過去には現在の南部町の区域において汚濁水の流出が発生したこともあり、南部町民におかれましても大きな不安を抱いておられます。

南部町議会といたしまして、南部町民の不安を鑑み、産業廃棄物処理施設に関する許可権限を有する鳥取県に対し、産業廃棄物処理施設への行政指導の内容やその結果、許可条件、鳥取県の対応等について質問文書をもってお尋ねし、その回答を得ることにしております。

以上で諸般の報告を終わります。

---

### 日程第4 議案第47号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第4、議案第47号、平成29年度南部町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、景山浩君。

○予算決算常任委員会委員長（景山 浩君） 予算決算常任委員長です。議案第47号、平成29年度南部町一般会計歳入歳出決算の認定については、予算決算常任委員会をもって審査の結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

賛否ございましたので、それぞれの理由を報告をいたします。まず反対者ですが、臨時、非常勤職員が多過ぎるので正規職員とすること。身の丈に合った複合施設とすること。地場産業である農業にさらなる支援を充実すること。子育て支援にさらに手厚い支援をすること。なんぶ創生総合戦略に関すること。税の公平性、固定資産税の減免のこと。衆議院選挙の期日前投票所に関すること。以上のことを上げて反対とする。

賛成者の意見は、平成29年度一般会計決算についてはマイナスが生ずることなく余剰金が出ており、頑張っていたので賛成をする。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いた

しましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

1 番、加藤学君。

○議員（1 番 加藤 学君） 1 番、加藤学です。議案第 4 7 号について、反対の立場から発言させていただきます。

まず、選挙啓発事業について。これは丸合の前でのポケットティッシュの配布であったり、成人式での啓発用の冊子の配布であったり、これは間違いなくやらなければならないことではあります。以前からずっと言うております期日前投票所の設置、特に会見地区でのこれをずっと求めておりましたが、これが今回も入っておりませんでした。

それと、農業のほう、この立場から幾つか上げさせていただきます。

まず、農産物加工品開発推進事業、これは実績がありませんでした。柿梨チャレンジ講座、これも実績ありませんでした。地域に根づくジビエ料理推進事業、これも実績がありませんでした。みんなで活かす森林資源活用事業、これもありませんでした。唯一あったのですが、特産品開発・製造支援事業、これは 2 9 年度これで終わりです。これは結局地域おこし協力隊の協力を得て行っていたものでありますけれども、以前ありました農家に直接出向いて直接農産物を教える事業、これも結局は同じような感じで期限切れになって没になっております。要するにハードとソフト、この部分でハードに厚いけれどもソフトに薄い。機械や設備の導入には確かにこれは進んでいるけれども、その他の部分で完全に事業全体に大きな偏りがあった、この結果だったと思います。

以上の発言をもって反対の意見とさせていただきます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

2 番、荊尾芳之君。

○議員（2 番 荊尾 芳之君） 2 番、荊尾芳之でございます。議案第 4 7 号、平成 2 9 年度南部町一般会計歳入歳出決算の認定については、承認をする意見でございます。

主な理由として、3 点を上げます。

1 番は、何といたっても 2 9 年度小・中学校空調システム整備事業。事業費は 2 億 3, 2 5 3 万 8, 0 4 0 円であります。町内の 3 つの小学校と 2 つの中学校の全てにエアコンを設置しました。ことしの夏も猛暑でした、酷暑となりました。この事業をやってよかったなという意見が大半だったと思います。昨年の全ての事業の中で、この事業が特筆すべきものですばらしいものだった

たと思います。タイムリーヒットだと思います。

2番目は、地方バス対策事業、公共交通検討事業を上げます。この10月からデマンドバスが運行することになりますが、この前提として1年間をかけて地域公共交通を検討してまいりました。私も一般質問で町長と意見を伺いましたけれども、呼んで乗るバス、デマンドバスというものをバイタルリード車ですか、コンサルと契約を結び、住民にとってバスをどういうふうに関利性を上げていくかということが十分検討なされた1年間だったと思います。住民にとってとてもよい事業ができたというふうに思います。

3点目として、地域共生社会実現事業を上げます。平成29年度はひきこもり対策の拠点づくりとして、いくらの郷の建物や備品の整備を行いました。社会福祉協議会が事業主体ですが、南部町としてひきこもり対策の重点施策に取りかかりました。今後ひきこもり対策としてこの拠点をどう活用していくかは、もちろんつくっただけでは終わりません。将来を含め、町の意欲を見せた事業だと思います。

また、29年度の一般会計の決算額を見ても、形式収入は1億7,899万9,962円の黒字、実質単年度収支は1,306万4,698円の黒字になりました。黒字決算となったことは、大変喜ばしいことだと思います。

以上の点から、議案47号は承認すべきと考えます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に反対者の発言を許します。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 亀尾です。平成29年度の一般会計の決算について、反対をいたします。理由を次に何点か上げますので、どうぞよろしくをお願いします。

まず1つ目は、職員等、それについて非正規職員が主か多いわけですから、これはやっぱり正規職員にかえること。特に保育士、図書館司書、福祉関連等の専門的な知識保持の職員の増加すること。これがやはり住民のサービスに応えることが行政の姿ではないでしょうか。そのことが一つです。

2つ目は、複合施設建設であります。南部町の将来の人口推計は減少することを常に示されております。ランニングコストを勘案して将来の人口に見合った施設の建設の姿勢がありません。やはり身の丈に合った施設をつくること、このことが将来のまた町民のためになることであり、大きなものではなく身の丈に合ったものを建設することを求めるものであります。

3つ目は、将来の国、そしてまたまちづくりを担う子供たちに対して、子育て支援の充実をすることを求めます。一つの例で言いますと、小学生の全児童の教材費を負担をなくすには、年間

450万円で実施が可能であります。1団体へ数千万円も支出するよりも、保護者の負担を軽減すること、このことではないでしょうか。そのことが町内で子育てされている保護者に対しての大きな支援になると思います。ぜひやるべきことを求めるものであります。

4つ目に、同和対策に固定資産税の減免措置要綱の活用がされております。税は公平が原則であり、限られた地域また出身者に特別な扱いは不当であります。このようなことを差別をつくる、差別をなくす、そういう町の立場からいったら全く反対の立場ではありませんか。これもやはりこのような不平等な扱いはなくすことを求めるもので反対するものであります。

最後に、委員長報告にはありませんでしたが、委員会で申し述べることを落としておりましたがつけ加えます。西伯病院会計に県の利子補給の要綱に基づき、県は補助金を出しているのに町は繰り出しとしておりません。要綱に比べれば当然に繰り出しをすることはないでしょうか。そのことを求めて反対するものであります。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

8番、板井隆君。

○議員（8番 板井 隆君） 8番、板井です。私はこの議案47号、平成29年度南部町一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論いたします。

先ほど荊尾議員のほうから、子供たちへの冷房、学校施設の冷房等々、賛成すべき意見を並べていただきました。全く荊尾議員の言われるとおりだと思います。やはり特に言いたいのは、町内の小学校、中学校に冷房の設置、南部町の宝である子供たちへの猛暑対策として、また教育環境の整備として、冷房が、空調施設整備がされたということは、本当に他町に比べても先進的な対応等ですばらしい事業をしていただいたというふうに思います。

また、先ほど農業問題でも出ておりました事業についてです。私たちは559ページにも及ぶ事業報告を受け、それぞれ一件一件について審査をいたしました。確かに事業のないものもあったかもしれませんが、予算に対する執行率も非常に高く、職員の皆さんの日ごろの努力をこれは認めざるを得ない、本当に29年度も引き続き町民の皆さんのために頑張っていたというところが顕著にあらわれておりました。

そこで、先ほど反対討論が共産党議員団2人から出ました。それに対して若干の話をしておきたいというふうに思います。

まずは、期日前投票です。これは確かに選挙のあるたびにこの話は出てまいります。私たち選ばれる議員としても、期日前投票が2カ所になって少しでもたくさんの方に来ていただき、投票率が上がるという可能性を求めるのは間違いないとは思いますが、そのためには、まず人材



が必要です。今、目の前におられる執行部の皆さん、誰かが出て対応しなくちゃいけない。特に29年度は衆議院選挙でした。これは非常に長い期間、対応していただかなくちゃいけないということで、実質担当しておられる課内に、仕事に大きな影響を及ぼす、また立会人、そういった方々の実施についても大変、1カ所でも厳しいということをお聞きしております。その投票率を上げるためにティッシュを配ったり、また投票日には今の生活バスを回したり、さまざまな工夫をしていただいております。そういった面では、やはり現状からして今の状況を変えることはなかなか難しいというふうに、私としては判断もしております。

先ほど農業のことに关してありました。これは国と県を主とする支援事業、先ほど言われましたハード事業でありますけれど、新規就農を目指す若者から農業法人で組織として頑張っていた方、また中山間の農業を守るためにさまざまな国、県の補助事業を産業課のほうで取り組んでいただいております。また、そういった型にのれない方のために、町独自として汗かく農業者支援事業などもあり、退職をされた方々が自分の持っている農地、畑などを使った新しい仕事に対して支援をする、そういった仕組みもあります。農業については後継者不足、高齢化によって南部町の地場産業である農業の将来は決して明るい状況ではないと思っております。その点については、担当課も大変だと思いますが、努力をお願いしたいというふうに思います。

そして、次に子ども・子育ての件であります。まず子ども・子育てについては、町のホームページを見ますと、国の施策、児童手当、児童扶養手当など、さまざまな手当も利用しながら、町単独としては本当に大きな出産から、そしてその子供たちが高校を卒業するまで、大変幅広く補助事業、子ども・子育てに対する事業に取り組んでいただいております。このたびの子育て支援課の中でも、議員の中から何人からかありました。米子や周辺の市町村の方が、南部町にぜひ住んでこの恩恵を受けたいと、それだけ充実された子ども・子育てであると思っております。ただ、教科書も6年生まで無料になればいいかもしれません。手当ばかりではなく、子供を育てる親の責任というものがある、そういったところも考えなくちゃいけないと、一般質問で共産党議員団がされるときに、教育長の答弁の中ではそういった話が常に出てまいります。やはり親としての責任を果たしていく、それは必要であると、そういった意識を持っていただくことは必要であるというふうに思っております。

最後に、複合施設についてであります。身の丈に合った施設というふうに先ほど反対の討論がありましたけれど、確かにそういったことも必要だとは思いますが、この子ども・子育て、若者を呼ぶ、若い夫婦に南部町に来ていただく、人口をふやしていただく、そういったためには公共施設としてはやはり若い方が行ってみたい、そして高齢者の方もそこに行ってみたい、そういっ

た形での施設が今、南部町にはありません。この複合施設をつくることによって、若者から高齢者の皆さんが一緒になって交流をできる場、それをつくっていく、これが複合施設であり、町民の皆さんの活性を呼ぶ施設であるというふうに思っております。来年度着工に入るこの複合施設、必ず町民の方に喜んでいただける施設ができるということを願ひまして、私の賛成の討論といたします。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに発言ありますか。

委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 平成29年度の決算には反対をいたします。

先ほど討論でありました賛成討論者の述べられた各小・中学校にエアコン設置というのは、議会全員で要望してきたことです。このことについては住民も喜んでいることですし、私たちもこの決算には反対ですが、エアコンつけたことについてはいいことだというふうに言っております。

先ほど、板井議員が亀尾議員と加藤議員の反対討論について述べていた点について、こちらのほうからも反論しておきます。

一つは、期日前投票の件ですけれども、これは職員が少ないからできなくて、今本当に職員の方が1カ所でも大変だと言っているのであれば、職員が少ないことを検討すべきではないでしょうか。住民が求めているのは、合併前のサービスと同等のサービスを保障してほしいと仰っていることです。そういう意味でいえば、期日前投票、投票、選挙制度というのは民主主義の根幹ですから、そこを人が少ないのでできないというのであれば、住民自治ないしは選挙制度へのレベルが町に問われていると言われなければならないと思います。

2つ目の農業の問題では、私は加藤議員が言ったのもっともで、ハードに寄っててソフトができていないんじゃないか。これは何を言ってるかということ、農家や住民の抱えている実情に合っていない施策ではないかということが決算の中でも明らかになったのではないかと、私たちは問いかけているのです。そういう意味でいえば、中山間地域を抱えた南部町の農業で第1次産業を根幹に据える取り組みでこそ、南部町の発展があるんだという立場で私たちはこの点を指摘しています。

3点目の子育ての件ですが、親の責任を果たすということについては、私たちも異論はありません。親の責任を果たすことと、町が子育ての施策をすることとは別の次元の問題ではないでしょうか。親の責任果たして、子育てがしやすいように行政がどのような態度をとっていくのがいいか。これは国ももちろんそういう姿勢だと思いますが、そういう点で論議すべきだというふう

に考えています。

複合施設については、住民の多くが心配しているのは、全国的に7割と言われている人口減の中で、本当に大きな建物建てるのが町のためになるのかと聞いてみるということではないでしょうか。そもそも、先ほど板井議員の話を聞いてても痛感しましたのは、複合施設を人口増の何かのきっかけにしようと思うこと自体がそもそも間違いではないかと思うんですよ。人口増のために公共施設が若者が来るようにというのは、これは本末転倒だと思うんですね。そういう意味でいえば、今求められてるの何か、数年後にわたって数十年後にわたって南部町が人口が減ってきた中で、一体どのようなことがあって維持管理費も保てていけるのかということは住民の前に説明して投資計画を立てるべきだというふうに思います。そういう点から見たら、今回の複合施設の10億円というのは私は住民から納得できる取り組みではないという点を指摘したいと思います。住民の方々からは改修等、規模縮小も言っています。私はこのほうがよっぽど住民の立場、町の将来を考えているあり方ではないかというふうに考えています。

その点を指摘して、私は29年度というのは、いわゆる生涯活躍のまちで地方創生交付金ですね、これをもらって事業をする、いわゆる具体的に今、2年目に入る年度でなかったかと思います。生涯活躍のまち推進プロジェクトから始まって、この地方創生推進交付金というのが、拠点整備交付金も含めて今回71億の予算の中の、8,357万余りが地方創生推進交付金として国から来ています。このことは、町がCCRCで都市部の元気老人を南部町に来てもらって活性化をしていくという取り組みの一環だというふうに思いますが、私はこのCCRC計画から来ている生涯活躍のまち推進プロジェクトが、本当に町のためになっているのかということを、この29年度の決算でもつくづく考えさせられてきました。このことで反対したいと思っています。

生涯活躍のまち推進プロジェクトは、先ほど言った合計8,357万、これは国から来たお金ですが、同額のお金を町から支出しています。これは何よりも多くの皆さんも町の職員も町の方も含めて、人口増に貢献した。なるほど一面はそれがあると思うのですが、本当にこのことを続けることによって、南部町の住民が暮らしやすい町になっていくと心から思っているとお考えでしょうか。多くの住民は、ここに住む人よりよそから来る人を大事にしている、そんなふうに捉えています。なぜそのように捉えられているのか。このことを私は、議会も町も考えないといけないと思うんです。多額のお金を要しながら、住民から全体からは歓迎されてない施策になっているのはなぜかということを考えてほしいと思います。

一つには、たくさんのお金が動いているけれども、そのお金が目に見えないということです。一番の大きい理由、一番の大きいところは、これは何度も言っておきますが、やっている御本人

とかには責任がないことだと思いますが、J O C A連携事業で1, 9 9 5万円です。約2, 0 0 0万円のお金がJ O C A連携事業に使われていることに、多くの住民納得するでしょうか。それもそのはずです。中は旅費とかイベント事業、それと人件費ですが、この何%でしたか、J O C A連携事業でJ O C Aの本部にお金を納めることになっているわけですよ。このC C R C計画そもそもが国の内閣府等出てきた特化された事業ということで、お金のルートもほぼ決まってる傾向があります。このことを学者なんかは回転ドア方式といって、地方にお金が出るけれども、そのお金をそっくり国に吸い取ってしまう。このことが私はJ O C Aの連携事業にも言えるのではないかと思っています。

もう一つ顕著なのが、生涯活躍のまち構想の推進プロジェクトの中で出てきたお金の4 3 6万、金額は少ないんですが、このうちにまちづくり協議会に移住体験をしてみようといっって1 5 0万余りの委託料が出ています。これは御存じのようにC C R C計画を進めるためにできた、政府がつくったまちづくり協議会にお金を出すものです。ここの成果がどうであったか、このことを聞きましたら、2回あったうち6名と10名でしたか、来ましたが、6月にした分は県外から来たのは1家族で、あとは3家族が鳥取県内だということですよ。あともう一回の分も単身者が11月でしたか、4名来られたと。私は、150万出して移住体験をしてもこのような結果ということを、行政側がどのように考えているのか聞いてみたいのと改めて思っているんです。本当にこういうようなお金の使い方が住民が納得いく人口増計画に貢献しているとは思えないと言わざるを得ないと思います。

あと、このまちづくり支援事業では、まちづくりのいわゆるなんぶ里山デザイン機構、ここにも2, 4 2 6万のお金出しています。この半分は一般財源です。このお金が地方創生交付金が来なくなった場合、これを全額なんぶ里山デザイン大学が自力でやっていくという見通しは今のところ立っていません。ふるさと納税も計画どおりには進んでいません。町がつくった以上、責任があると思うのですが、このことをどのように清算していくのかということも大きな課題になってくると私は考えています。

あと今回の分では、サテライト拠点施設、賀野ですね。地方創生の拠点整備の費用を使って3, 3 9 0万、ほぼ同額の金額を町が起債して一般財源と出して、約7, 1 0 0万で工事と備品購入をしました。これは拠点整備だと言っていますが、地域の農業貢献、そして本当に拠点整備でどのような活動をしていくのかということについても、私は住民の中にも明らかになっていないのではないかというふうに思うのです。このように残念ながらC C R C計画の中でもこの建物を選考したり、委託料にほぼ使ってるという点から見ても、住民納得できる使われ方ではない。交付

金とか補助金に頼ることをやめて、優秀な職員がいっぱいいるのですから、職員と住民とが本当につくり上げるようなまちづくり計画こそ、住民が支援してくれるのではないかというふうに思うのです。とりわけ、今全国で人口が減ってるときに人口のとり合いを促すような、自分の町で人口増を、よそから来る人図ろうということについては、成功するわけがないと思いませんか。そのことを真剣に考えていただきたいと思います。

あと1点、反対する一つは、この生涯活躍のまち推進プロジェクトの地方創生推進交付金を使っている地域共生社会実現の地方創生交付金1,940万、一般財源1,940万、合計3,880万円を施設建設ですね、改修費に出したという点です。これは荊尾議員が賛成の3つのうちの一つに出していましたが、地域共生社会実現については多くの住民からは、不透明と不公平、不公正、この点が指摘されています。この件については議会でも最終日でしたよね、委員会の最終日ですね。副町長にも上がってきていただきまして、議会で再度協議をした内容ですが、いわゆる町内のひきこもり者、いくらの郷についての問題です。議会で聞いたときの3,880万の中身は、町内のひきこもり者に就労訓練をして地域住民との交流を図って行って自立を目指していく、このように議会には説明されました。

一方で、企画課がこの推進交付金をこれに該当させるのにつくった資料の中には、後ほど細田議員が賛成討論で使うかと思いますが、これはニートとかよそからも引き受けて、地域の交流拠点とする、こういうことを書いていました。議会の中から出てきたのが、町内のひきこもり対策というのと離れているのではないかという点でした。町とすれば今まで説明したことの何がわからないかという説明かもしれませんが、この説明が社会福祉協議会のお金が今後福祉事業に使っていかないといけないという5カ年計画する中で、そのお金を出していくわけですよ。福祉事業と関連させてぜひやりたい、そのときに社会福祉協議会が議会に言ってきたことは、議員から再三指摘されたのにもかかわらず、自分たちで事業を行うと言ってきたのです。その舌も乾かないうちに、議会も知らない間に見に行ったら、運営は伯耆の国に委託されていました。

今回殊も多くの議員が驚いたのは、農泊のところで出てきたこのいくらの郷が、農泊の一つの拠点になっていて、それどころか5月にはホームページを見ますと、JALのキャビンアテンダント4名を宿泊に受け入れている。またあの橋本聖子さんが来たときも統合医療学会の自民党の副委員長ですか、副会長ですかその方をもてなすのに町長もおられたんですよ。知事も来られてそこで慰労会をしている。ホームページを見てみますと、ひきこもり者等が利用するのに1日2,000円、1カ月で10万円、あと宿泊は1日1万円、宿泊のみでは5,000円。許可をとっているということですが、このようなことはひきこもり対策でお金出すときに一つも説明が

ありませんでした。それを今回町長は地域の拠点なのだとおっしゃいました。議会がひきこもり対策でつくられた施設を見に行きたいと言えば、伯耆の国側からは、ひきこもり者がほかの方が来たら精神的にも大変なのということで断られた経過があります。そういう中で町は町がお金を出してひきこもり対策もしてるんだと言ったのに、そこでは民泊のような活動をしているし、統合医療についても薬膳料理についても行っていくという、このようなやり方が住民から支持されるとお思いでしょうか。

多くの方々は、そういうようなことをやりたければ、町のお金を当てにしないで自分の金でやれ、この声が上がっています。私はそれも当然だと思うし、町が特定の動きの中に加担していると思われることは町行政にとっても大きなマイナスではないでしょうか。そういうことを考えれば今すべきことは、29年度にひきこもり対策で建てた施設をどのように町が主導権を持って社会福祉協議会と一緒にあって町内で本当に悩んでいるひきこもり者に対してどのような施策をしていくのかを明らかにしていくことではないでしょうか。そのような説明がない中での施設改修費、その施設改修費も町とかけ離れたところで、町の説明と違ったところのような運営をしている、このことについては町は何らかの結論を出さないといけないというふうに私は考えています。このような立場から、平成29年度の決算には反対をいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

10番、細田元教君。

○議員（10番 細田 元教君） 真壁議員から指名がございましたので、賛成の立場から29年度一般会計の決算認定に承認の立場から討論させていただきます。

る言われました、これも委員会でお聞きした中身がほとんどでございまして、一応事実だと思います。（「事実です」と呼ぶ者あり）けども、事実と真実は違うところにあるかと思っております。

複合施設のことをる言われましたが、身の丈合ったことをやってほしいということですが、それは当然事実でして当然だと思いますが、私は中身の問題だと思います。この南部町本庁舎でも一緒ですし、SANチャンネルも一緒です。心臓部分が1階にあるんですね。

今想定外の自然災害とかいろんなことが起きておまして、もしも、もしもというか万が一、万が一も今もう関係なくいろんなことが起きておりますが、そういうところで法勝寺川の堤防が決壊した場合、一番心臓のある防災拠点がある大事なのが本庁舎の1階なんですね。それをどうしても2階以上に持って上がらないけん。それとSANチャンネル、いろんなことでそういうときには全町民にいろんな情報を発信する、その心臓部も1階にあるんですよ。僕はこういうとこ

ろになぜこういうするところにこういうところ持ってできんだっただろうかなという計画が欲しかったなと思っております。それは今後の検討でこの3階に置くか、2階にまた出して出すか、また予算もかかると思いますが、こういうとこにしてほしかったなという気はいたしておりますが、やっぱりそういう機能が欲しいし今の複合施設、人を呼ぶための云々ではないです、あくまでも。これをつくったおかげで南部町民が複合施設ができてよかったと言われるような政策を今後つくっていただきたい。これが私は肝だと思えます。それをお願いいたします。

真壁議員が語る言われた反対討論の中、ほとんどここに言われたのは地方創生関係でした。地域共生社会関係でした。8,300万以上出ておりますが、交付金関係ですが、C C R C関係、地方創生ですので。最初は国はC C R Cいったら東京、都会から高齢者を呼んできてサ高賃等つけて云々というのが最初のC C R C計画でございましたが、前町長のときからこれは南部町版C C R Cをつくろうということで、空き家対策のことで一定の成果があったというのは、町民の皆様も皆さん、ここにおられる議員の方も今知っておられると思えます。今空き家がない状態でございます。それだけニーズがございます。中に入っておられる方は高齢者の方もおられるとは思いますが、ほとんど若い世代で、子育て世代の人が入っておられます。なぜかという、南部町は子育てが充実しているという口コミ、ママ友のSNS等でそういう評判になっております。そうならばやっぱり近いところから来るんじゃないでしょうかね、米子とか隣の町とか。それは東京とかだんだんと来るかもしれませんけども、まずはそこからと思えます。

また、この地方創生交付金を使って法勝寺ではえん処米やだったかな、それと賀野ではえんが一の、それと今手間でつくりつつあるのが手間山サテライトの施設でございます。それでこれを使ってつくっているのが今問題というかいろいろ言われたいくらの郷でございます。それらはハードで確かに今ハードばっかしでソフトはねえじゃねえかと言われました。今後から私は南部町の真価が問われると思えます。ハードはできました。できたおかげで地域の人はずごく喜んだ、喜んで使っている、その波動が私は広がると思うんです。そのためのハードなんです。私はこれが8,300万ぐらい使っている、その2倍、3倍の効果があることをみんなでこれは考えないけんと思えます。

一番口酸っぱくちょっと言われました地域共生社会のいくらの郷の3,800万でしたか入ってますが、これは29年度決算ではハードつくただけなんですね。今反対討論をされたのは、本当30年で今やっていることを言っておられました。だから今度の補正でまた同じこと言われると思えますが、これも一言言っとかれんと本当に何だ、おかしいじゃねえかと町民の方も思われるし、私たちが議会で説明受けたときには違和感覚えたのは事実でございます。なぜならば最

初の出発は社協の地域貢献事業で、ひきこもり施策をするところから始まりました。そこで空き家登録してあるのがいくらにあるあの民家だったと。そこに改修するというのでやりました。実際できました。そしたらいろんな人が使っている。実際にはひきこもりの方は2人おられた、やっておられます。

これも社協が伯耆の国に委託したとって何も知らなかったとおられますが、社協自体が事業者社協ではございません。あくまでも提案、提案、提案して提言して、地域にある資源を活用した、させる、そういう政策集団が今後の今の社協であります。

自分でできないので伯耆の国にさせたと言います、伯耆の国になぜさせたかと言うですけど、前町長がこれ伯耆の国とちょっと絡んでいますが、前町長はこの政策で、ひきこもり政策でなしに自分がニートの事業を自費、自分の自腹切って出してやっておられました。そこと社協のひきこもり政策が合致して、実際にあそこのいくらの郷の施設長みたいな人は、前坂本町長です。それで、坂本町長を中心にその2人の方をずっと毎日農福連携のようにしておられました。10月にその2人の方が卒業されるそうです。一般就労できる状態までできたそうです。11月にはこの2人の方を修学旅行のような感じで旅行しようというまでお二人の方が元気になられて、御両親が物すごく喜んでおられました。

このように、表の舞台は確かにひきこもり言っておりました。だけどあの施設、見てもらわれたとおり、立派な施設でございます。あれを使わない手はないというので企画からの説明のときにぽこっと出たのがあの農泊連携でもできると。だから、ひきこもり政策であいてるときにこれを活用してこのいくらの郷が維持費とか管理費とやちが自分やちのそういう事業で運営できるような制度がここでされたんですよ。

一番残念だったなというのは、こういう立派な政策やとったにもかかわらず、今南部町に置かれている各課の対応が縦割りだったということなんですよ。なぜそこで横割りで横串刺されなかったのかと。それぞれの担当課は自分の持ち場のことはきちっと言っておられました。だけど町の大きなこれからの流れの中では、共存する、共生するということが説明がなかったのが一番議員がびっくりしとったとこだったと思います。

今後の町の政策上、こういうことはたくさん起きると思います。せっかくこれからえん処米や、賀野のえんが一の、それと手間のサテライト施設、それだけじゃなしにみんながこんなんしているような制度がそこにかみ合うような地域共生社会ができる制度を利用しながら、今後は制度が必要だと思います。これは各課の課長さんも、これは認識していただきたいと思います。それができなかったからこういう問題が起きたと思ってます。私はいい勉強になったと思います、今回。や



ってることはすごいいいことだと思います。

今後とも、地域共生社会、このいくらの郷は不透明なところがあるし、不公平だといわれます。やっていることは素晴らしいことですので、これを今、公にいたしました。すごく公平性であり、本当に弱者の方であり、そのひきこもりの人もいくらの住民とうまく打ち解けてできるようになった。これがやっぱり私やちの目指すところじゃないかと思っています。

今後の政策も、これに沿っておると思います。J O C Aのことも言われましたが、私はJ O C Aは期待しております。なぜならば、J I C Aで世界中不毛の地から地域を創生させた人やち、南部町で事業を起こして住民を巻き込んだまちおこしをやると言っておられますので、これを期待してまた30年度の決算等でまた論議したいと思います。

そういうことを思いまして、地方創生、創生社会の観点からでも29年度決算には認定すべきと思っております。以上です。ちょっと長くなりました、済みませんでした。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに賛成、反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） ここでお願いをしておきます。賛成、反対の討論には時間制限を設けておりません。しかし、もう少し簡潔にさせていただきますようによろしく願いいたします。

7番、仲田司朗君、賛成、反対どちらですか。

○議員（7番 仲田 司朗君） 賛成です。

○議長（秦 伊知郎君） 仲田司朗君。

○議員（7番 仲田 司朗君） 7番、仲田でございます。私は平成29年度一般会計の認定について、賛成の立場で討論いたします。

先ほど細田議員のほうからもお話がありましたいくらの郷についてでございますが、これは6月議会の健康福祉課の資料について、議員のほうに配付させていただいたものがございます。その中には伯耆の国へ委託した経過、そしていくらの郷の現状についてもお話をいただいております。

先ほど細田議員のほうからる説明がありましたけれども、そういうことがまず伯耆の国に委託する理由として、施設の運営・管理において専門職のスタッフの配置が必要というようなことからなったということもここには書いております。これは議員皆さんもお持ちだと思います。ですからまず29年度の施設につきましては、何ら問題はないんじゃないかなと私は思っております。

先ほど委員長や同僚委員のほうから報告がありましたけれども、歳入総額が71億3,461

万3,434円、歳出総額が69億5,561万3,472円で、翌年度に繰り越す財源が除きまして実質収支額が1億6,288万6,898円ということで、決算に基づく健全化比率あるいは実質赤字比率はなしで、実質公債比率あるいは将来負担比率ともに早期健全化基準を大きく下回っており、経常収支比率は幾らか悪化しておりますが、小・中学校の空調整備あるいはサテライト拠点整備など大規模な事業を行う起債によりまして、地方債の残高が前年より上回っており、公債費比率が1%上昇しておると。そういう中で、財政力指数が0.256%であります、基金残高が36億3,414万4,000円となっております。そういう状況では極めて健全な経営がさなれておるところでございまして、先ほど賛成、反対いろんなるる説明がございましたけれども、特に反対討論の中では非正規職員の問題、あるいは複合施設のあり方の問題、あるいは農業支援の問題等いろいろ非常に多くの反対意見もございましたけれども、これは私は考え方の違いによるものであらうと思えます。私はそれには賛同できません。ただ、先ほど執行部のほうにも細田議員のほうから苦言を言わせていただきましたが、やっぱり課によっては予算の執行状況が非常に低いまたはゼロの事業があったということがございました。その事業を使う住民の皆さんが少なかったという意味ではやむを得ない事業もございしますが、いま一度住民の方が使いやすい工夫、そしてしっかりと事業のできる広報をお願いしたいと思えます。

また、予算決算常任委員会で各議員から事業によって非常に厳しい意見も出されておりますが、執行部はこれを聞き流すじゃなくてしっかりと受けとめていただきながら、要望を聞き入れ、実行をやっていただきたいと思えます。

私はそういうことで賛成の討論とする次第でございまして。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第47号、平成29年度南部町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

賛成、反対の御意見ございましたので、起立によって決したいと思えます。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり認定されました。

○議長（秦 伊知郎君） 日程第5、議案第48号、平成29年度南部町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、景山浩君。

○予算決算常任委員会委員長（景山 浩君） 予算決算常任委員長です。議案第48号、平成29年度南部町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、予算決算常任委員会をもって審査の結果、賛成多数で認定すべきものと決しております。

賛否ございましたので、それぞれの理由を報告いたします。まず、反対者の意見ですが、平成29年度決算では5,000万円が残ったため、これを住民に還元すべきであり、国保税の引き下げを求めて反対する。

賛成者の意見です。平成29年度決算で5,000万円近くの余剰金が生じたことにより、平成30年度に4,000万円積み立てができた。平成30年度予算ではその4,000万円を崩した保険料設定でやっており、保険料も上げていない。このような状況の中で国保会計がうまくいっているため賛成をする。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成者のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 議案第48号の29年度国保決算に反対いたします。

反対する大きな理由は、高過ぎる国保税を引き下げるべきだという内容です。29年度の歳入15億981万759円に対して歳出14億7,835万7,075円。実質収支が3,145万3,684円、単年度収支では2,579万6,699円という数字が出ています。この歳出の中には、基金積み立ての4,000万円も入っています。

一方、国保税の調定額は2億2,516万2,000円、これだけを南部町の2,541人ですね、国保者に課している内容です。その結果、収入済みが2億1,288万240円、平成29年度での収入未済が1,228万1,960円出ています。この単年度では1,200万余りの滞納ですが、過年度分を合計すると5,375万円。5,000万円を超えてきています。委員会の説明の中でも税務課との説明もあわせてわかったことは、滞納は現年度では109件、そのうち82件に短期保険証を発行している。このような内容が示されてきました。

保険給付費を見ると、9億円を超えてきます。このお金を2,541人が負担していく、国の補助、それから県のお金が出てきても1人当たり10万円を超すというのは、非常に高い国保税だというふうに考えています。

今回、先ほど委員長の中にもありましたが、黒字を出している。委員長5,000万と言っていました。この黒字を出している金額というのは、仕組みの中では全てこれが住民から来る保険税ということになります。給付費にかかった国、県の分については、精算してお金を戻しますから、そういう意味で見れば丸々黒字分が税金として国保税として、町民から取ってるお金だというふうに言えると思うんです。

1年間で1,000万を超える滞納を出している国保税。何とか解決するためには、全体を見て減免制度、法的減免もありますがこの中で出てくるということは、あらゆる手を尽くして滞納を少なくするための努力をすることが町にも求められていると思います。

この少なくともぎりぎりの段階で、ないところを一般財源を入れて国保税を引き下げなさいというのには無理があるというのが執行部の姿勢でした。29年度を見る限りは、黒字が出ていてなおかつ基金積み立てが4,000万している。こういうことを考えれば、平成29年度の国保税は要った保険給付費に対しては取り過ぎであったと言えるのではないかとこのように思います。

これは29年度の決算で終わっておりますので、その次については30年度に繰り越すことになると思うのですが30年度、今、運営していますけれども、この経過を見る限りでは国保税は一般会計を入れなくても1人当たり1万円は下げれるのではないかとこのように考えるわけです。ぜひともそのことをお考えいただきたい。

それと、国保会計についていえば、全てが国保会計にすれば保険税にはね返ってくるので、全住民に及ぶようなことについては、国保税と切り離して一般財源で見るべきではないかというのが私たちの主張です。

国保中央会はそこまでは言っていませんが、全住民にかかわる保険施策等については国保会計で全てを見るのではなく、案分すべきだということに言っています。平成29年度国保カレンダーは、住民分全額国保会計で見えていましたが、平成30年度には案分したということです。これはいい点ですけども、29年度は国保カレンダー、全額国保会計でした。

それから、毎回指摘しております管理センターの管理費、これについても管理センターは国保世帯のみではないので、全住民に及ぶことですので、少なくとも案分をして一般財源からお金を出すべきではないでしょうか。提案として、滞納者のうち109件のうち、82件が短期保険証を発行しているということは、少なくとも8割の方々は何とかならず国保税を分納しながらで

も払って保険証をもらっています。言ってみれば払いたくても払えない国保世帯に属するのではないのでしょうか。そういう方々については、短期保険証をやめ、正規の保険証を出すこと。短期保険証は正規の保険証と形も大きさも違っていています。これを使う人の気持ちを1回でも考えたことがあるのでしょうか。払っていない方ではありません。是正を求めます。

それから、法定減免はありますが、町で新たに減免制度を設け、滞納をふやすのではなく本人も納得して払われる金額をできる仕組みをつくること。

3点目に一番大きくは、国保税を引き下げを求めて反対をいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

10番、細田元教君。

○議員（10番 細田 元教君） 29年度国保会計については、賛成の立場から討論させていただきます。

今る言われましたが、確かに税の中で国保税が一番高いのは事実であります。私も払っちょうとき、えらい高いなと思ったぐらいです。その中でも29年度また30年度、28年度、国保の税率は変えておりません。その中で余剰金が出たのはひとえにこれは西伯病院初め地域のお医者さんの健診のたまものじゃないかなと思っております。健診率も南部町は県下では上位の一、二番でございます。その結果、そういうことで医療、治療にかかわらなくても済んだ、早目の治療ができたということじゃないかと分析しておりますし、初めてこういうお金できて、4,000万の積立金がやっとできました。これは皆様方のおかげでございます。けども30年度はそれを二、三千万取り崩した予算立てております。だから綱渡りをやっておる状態でございます。

そこで真壁議員が言われるように、そりゃあ1万円でも下げてもらえや御の字ですが、もしも悪性新生物とかいろんな高額な医療が出てきたときは、これは一発にパンクいたします。まして今度は30年度から国保会計が県の会計に移行いたします。私たちがこうして議論できるのは、29年度これだけじゃないかと思えます。

あとは県から、南部町では保険料をこのぐらい徴収してくださいという目安が来ます。そのためにもこの基金というのは大事な役目を果たすと思っております。今回の29年度国保会計、税率もそのまま、また国保加入者も何かだんだん減りよると。高齢化率は高くなってると高齢者人口は減ってる。そういう状態の中で頑張っておりますので、29年度決算には承認すべきと思っております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第48号、平成29年度南部町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

賛成、反対ございましたので、起立によって決したいと思います。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり認定されました。

---

#### 日程第6 議案第49号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第6、議案第49号、平成29年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、景山浩君。

○予算決算常任委員会委員長（景山 浩君） 予算決算常任委員長です。議案第49号、平成29年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、予算決算常任委員会をもって審査の結果、賛成多数で認定すべきと決しました。

賛否ございました。それぞれの理由を報告をいたします。まず、反対者の理由です。年金が段階的に引き下げになってくる中、後期高齢者の方は年金暮らしが大半を占めていること、高齢者を別枠に分けるという仕組みはやめるべきであることを上げ、反対する。

賛成者の理由です。高齢者も減っており、国保会計と同じく、会計としても黒字決算となっている。高齢者差別と指摘されるが、完全に市民権を得ている状況である。百歳体操など頑張っている状況もあり、賛成をする。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 12番、亀尾です。議案第49号、平成29年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について反対するものであります。

理由は、保険料の軽減の特例の廃止が成りました。これは当然、加入者に対して負担となって

おります。長寿社会と言われる時代に高年齢が進むほど医療費はかさみます。昨年4月から保険料の徴収を見ますと、こういうぐあいになっております。27年度98%の徴収率でした。ところが28年度96%、下がっております。2%下がりましたね。そして昨年度29年度の徴収率94%、いわゆる27年から比べますと4%徴収率が下がっております。これはどういうことかといいますと、やはり高齢者の方の収入とそして生活、それからいろんなことの支出がふえている。つまり収入と出るお金、入ってくるお金と出るお金が非常にバランスが悪くなっているということなんです。

これについてはこういうことをやるべきことではなく、特に年をとりますと医療機関とかそういうところにかかる率がふえます。つまり保険者である方から出す医療費の繰り出し、そしてまた医院に行って窓口で医療費を払う人の負担もふえるわけなんです。そういう状況であり、特に高齢者とそしてまたそうでない方を分けるということは、高齢者社会でどんどん人口がふえていく中、そういうことはやるべきでなく、みんなで医療については支えていく、このことをやるべきだと思います。

最後につけ加えますが、県が一本になったためにこれはそこに関係するいわゆる町民の方もそうですが、特に高齢者の声が届かない、このようなことがあってはなりません。民主主義の日本において、やはり利用者の声を広く取り入れてそのための改善に努めること。このことを申し上げて、反対するものであります。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

10番、細田元教君。

○議員（10番 細田 元教君） 後期高齢については、賛成の立場から討論させていただきます。

まず第1点は、確かに亀尾議員が言われましたように被扶養者、普通の社会保険入っている人の奥さんの保険料がもとに戻ったということで、負担増になっているのはそれは否めませんが、高齢者の中で低所得者については軽減が拡充になっております。これによってそれなりに頑張っておりますし、また南部町が行っております、今、町長お勧めの百歳体操等で本当に元気な高齢者等ができておられまして、また健診等も本当に高齢者の方は真面目に健診しておられます。そういう感じで医療費の抑制もつながっております。健全な後期高齢の保険財政がよくなっておりまして、高齢者で75歳以上で差別すべきじゃないと言われますが、もうこれもう10年近くなるんじゃないかな、市民権ももう得ておりまして、みんなそっちのほうに走っております。そういうことで元気な高齢者がこの高齢者医療、後期高齢のおかげで各町村にもそういう保険事業が回ってきて、頑張っただけということに今頑張っておりますので、別に反対することはないじゃない

かなと思って賛成いたします。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第49号、平成29年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

賛成、反対の意見ございましたので、起立によって決したいと思います。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり認定されました。

---

#### 日程第7 議案第50号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第7、議案第50号、平成29年度南部町墓苑事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、景山浩君。

○予算決算常任委員会委員長（景山 浩君） 予算決算常任委員長です。議案第50号、平成29年度南部町墓苑事業特別会計歳入歳出決算の認定については、予算決算常任委員会をもって審査の結果、全員一致で認定すべきと決しました。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第50号、平成29年度南部町墓苑事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり認定されました。



日程第 8 議案第 5 1 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 8、議案第 5 1 号、平成 2 9 年度南部町住宅資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、景山浩君。

○予算決算常任委員会委員長（景山 浩君） 予算決算常任委員長です。議案第 5 1 号、平成 2 9 年度南部町住宅資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定については、予算決算常任委員会をもって審査の結果、賛成多数で認定すべきと決しました。

賛否ございました。反対者の意見としては、8, 8 0 0 万円を超える未収金があり、滞納として残っている。法的措置をとるなど、何らかの形で清算していくことを考えないといけない。今の状態では、棚上げになっているのではないかということを指摘して反対をする。

賛成者の意見です。指摘の件ももっともだが、執行部は国にも適切な措置を求めている。専門的な対応なども監査で言っており、それに向けて頑張っているため賛成をする。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

1 3 番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 議案第 5 1 号の平成 2 9 年度の住宅資金貸付事業特別会計に反対をいたします。

内容は委員長が述べてくれたとおりですが、今回の住宅資金の貸付事業、平成 2 9 年度は歳入総額 4 6 5 万 6, 6 4 6 円に対して、歳出総額が 1 1 4 万 3 7 5 円。歳入歳出差し引き額がそのまま実質収支となって 3 5 1 万 6, 2 7 1 円。こういうふうに実質収支に関する調書が決算に上がっていますが、どういう内容であったかという、平成 2 8 年度末に滞納として残っていた 8, 6 4 1 万 5, 7 2 2 円、これに結果として平成 2 9 年度が新たに 2 4 0 万 1, 3 8 2 円の滞納がふえて、8, 8 8 1 万 7, 1 0 4 円になったという決算でした。このままでいきますと、平成 3 0 年度は 9, 0 0 0 万円になってくるのではないかという内容にも明らかだというふうに思います。

この滞納のとこばかり目を入れていますが、平成 2 9 年度には償還額が 1 7 3 万 9, 0 0 0 円

ありました。これはいわゆる過年度分の対応になっているのですが、担当課から出してもらった資料を見ますと、約7割の方が何らかの形で29年度、金額は多い少ないがありますが過年度分のお金を入れている。こういうところから見れば、借りた方々にとっても返さないといけないという思いで取り組んでる方が多いというのが見受けられます。この8,881万7,104円というのは、滞納をなさってる方々にも大きな金額と重みになってるのではないかというふうに思うわけです。

委員会で私が痛感しましたのは、この取り組みをどうして進めていくかということではないでしょうか。毎回、私が議会に出てからも毎回同じことを言っていて、議会に出てから2倍以上に滞納が膨らんでいる。この現状は予定どおり返さないからいけないというだけでは済まない問題を町に提起しているのではないのでしょうか。この中には、いわゆる毎月の請求をすることが、分納することが手続上難しいとかと書いてあるんですけども、こういうことは以前からわかったことで、何らかの形で克服する必要があると思うんですよ。

その中でも出してくれた約3割の平成29年度に滞納があるけども、お金が入らない方々については、理由聞いたら本人の死亡であったり、ほとんどがそうですね、本人の死亡なんですよ。これを毎回同じ資料をもらっているということは、どういうことなんだろうかというふうに首をかしげてしまうわけです。町が取り組んできた地域改善対策事業は部落差別をなくしていくために、格差是正のためにやってきた。こういう事業だったと思うんです。そういう延長上でいえば、この住宅資金の貸付事業をしっかりと終わらせることで、南部町もその到達点に達するという一つの見方もできると思うんです。そういう点でいえば、この滞納施策をどうするかに手をつけることが今、行政に望まれているのではないかというふうに思うわけです。

現状を見たとき、中には本人が返す、本人の返済意思の欠如という方もいらっしゃいますが、何回も述べるように多くの方々は自営業の営業不振とか、本人の死亡や病気等でなかなか払うのは困難だけれども、払い続けている現状があります。本人と相談しながら払いやすい制度を設けて、少なくともお金が返していけるように努力をすること。

それと、所得状況を見ながらどうかということをやはり特別のチームをつくってでも早期に解決する方向と展望を見せる必要があるのではないかと。それで、今時点でもう無理だというふうに議会にも報告なさってる分については、町として法的措置をとるのか、なかなか、これは税金ではないから不納欠損できないんですけども、どうするか考えるべきではないでしょうか。

誤解があったらいいませんがこういう言い方をすれば、この滞納額は全て一般財源で賄っています。今、このお金がすぐなくなったからといって町はどうこうすることではないと思うんです。

対、借りてる人との問題だと思っておりますので、そこで道理ある解決の仕方をとることを求めたいと思います。中には、これは国の問題でもあることと同時に、この現状を放置したままではいけないという姿と、この解決策をしっかりと議会と住民に提案することを求めて反対討論といたします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

5番、白川立真君。

○議員（5番 白川 立真君） 住宅資金貸付事業ですが、私もこの件はよく議会のたびに言っております。ちょうど私の生まれた昭和44年につくられました同和対策事業特別措置法に基づいて実施されたさまざまな事業の中の一つであります。

この事業は既に終了しておりますけれども、滞納、不納欠損などが真壁議員も言われるように問題視をされております。しかしながら、土地、住宅資金を貸すに当たって返済能力の算定、返済計画の厳密さという点で、金融機関並みのスキル、能力を持たない自治体が行うことにはやはり無理があったのではないかと思います。こうなることは国において十分予測できたことであり、あのリーマンショックと同じ意味合いを持っております。つまり、返済能力のない方にお金を貸してしまったということですね。

さらに担当課は、過年度までさかのぼって分納を提案しながら収納努力をされております。この事業は国の国策による公共事業ですので、文句があるなら国に言っていただきたいと思っております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第51号、平成29年度南部町住宅資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

賛成、反対御意見ございましたので、起立によって決したいと思います。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり認定されました。

ここで休憩をとります。再開は10時45分にします。

午前10時23分休憩

午前10時45分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。

---

日程第9 議案第52号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第9、議案第52号、平成29年度南部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、景山浩君。

○予算決算常任委員会委員長（景山 浩君） 予算決算常任委員長です。議案第52号、平成29年度南部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、予算決算常任委員会をもって審査の結果、賛成多数で認定すべきと決しております。

賛否ございました。反対者の意見としては、加入金、利用料が非常に高いと感じる。一般会計から自立できる会計ではないので、繰り入れもされている。利用しやすいように安くすること、利用料の引き下げを求めて反対する。

賛成者の意見としては、合併して料金をそろえ、それ以来値上げすることもなく運営している。一般会計からの繰り入れも行っており、賛成すべきである。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 12番、亀尾です。議案第52号、平成29年度農業集落排水事業特別会計の決算の認定について反対します。

理由は、いわゆる毎年繰入金があるんですけども、その中でもやはり会計実務が苦しいという状況があるから繰入金をするわけなんです。結論としては、やっぱり上水道もですが、下水道もなかなかひとり立ち、独立してやるということは難しい問題であります。ですから、一般会計からの繰り入れはやむを得ないところだと思います。

接続率を見ますと、86.8%の接続率ですね。私は、やはりこれについてはいつも言うんですけども、河川的环境浄化に非常に貢献している事業であります。そういう点からいえば、やはり負担を少なくすること。

加入金、この加入金についてですけれども、一括で納入すればいいんですけど、分割の場合はちょっと金額が高くなるんですね。裏返してすれば、一遍に払いたいいんですけども、なかなか家計の都合で分割もやむを得ないということで加入金やっておられる方があるんです。そうすれば、むしろそういう人たちにはどっちかいうと所得によって考慮するとか、そういうこともやるべきではないかと思うんです。そして、言えることは利用料が高いということなんですね。だから、それについての負担を引き下げるということを要求して反対するものであります。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

2番、荊尾芳之君。

○議員（2番 荊尾 芳之君） 2番、荊尾でございます。議案第52号、農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定に賛成するものでございます。

この事業は皆さん御承知のとおり、農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水を処理する事業でございます。農業用排水の水質の汚濁を防止、農村の水環境をよくするものです。南部町の里地里山を守っていく上でも重要な事業であります。南部町は会見地区、西伯地区でこの事業を進めておりまして、農集は全町の下水道のうち約43%、公共下水道、それから浄化槽とありますが、農集のエリアが一番広いという状況でございます。

接続率、先ほど亀尾議員も言われましたが、86.8%であります。非常に高いものでございます。農集の総戸数は1,662戸、そのうちの1,442戸が接続をしている状況でございます。一生懸命接続率を上げる努力をしておられるというふうにも考えます。

亀尾議員が料金のことを言われましたので、下水道の料金、農集、公共、浄化槽とありますが、南部町が16年の10月に合併してできましたけれども、平成19年、20年、21年、3年間を使って旧西伯の下水道料金と旧会見の下水道料金を合わせて一本化をしております。それで現在に至っておるわけでございます。高いというふうに言われますけれども、水道の料金統一が今、行われたわけですが、ちょっと手法が違いまして、幸いにも近い料金だったので統合しやすかったということもありますが、同じ南部町に合併して同じ料金ということで動いてきているということは、非常にいいことではないかと思えます。

いろいろ反論したいこともありますが、とりあえず料金の形態についてちょっとお話をし、この農集の事業、それから決算については適正なものであるということ述べ、賛成意見とします。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第52号、平成29年度南部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

賛成、反対御意見がございましたので、起立によって決したいと思います。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり認定されました。

---

#### 日程第10 議案第53号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第10、議案第53号、平成29年度南部町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、景山浩君。

○予算決算常任委員会委員長（景山 浩君） 予算決算常任委員長です。議案第53号、平成29年度南部町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定については、予算決算常任委員会をもって審査の結果、賛成多数で認定すべきと決しました。

賛否がございました。反対者の理由としては、特に指摘するのは両長田などの奥部での普及が進まないこと。将来展望が持てない中でそのままにしておくと、環境が悪化して住めなくなってしまう。住宅リフォームなども視野に入れ、住み続けてもらうような環境をつくっていただきたいと考え反対する。

賛成者の理由としては、確かに中山間地域では厳しい面もあるが、担当課も少しずつ接続率を上げながら頑張っている。一般会計も入れて会計を維持しており賛成をする。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 亀尾でございます。議案第53号、平成29年度浄化槽整備事業特別会計の決算についての認定であります。私は反対するものであります。

理由は、担当課の人の加入率を上げるということで非常に努力されていること、それは十分認

めます。普及率が現在、29年度では69.7%でございます。やっぱり該当地域が、中山間の地域が非常に該当になっております。その多くの方は理由は何かといいますと、次世代層の方の居住が不確定であることであります。つまり、展望が持てない、そこに住んでどうなのかということは、ここで住み続けることがどうかということは展望が持てないという、非常に不確定であるということでもあります。

普及の促進を図るには、先ほども委員長報告でありましたけれども、やっぱり住宅の改装についての下水道関係の、浄化槽関係の改修についての支援を出すということ、してあげるとのこと。そのことでやってあげないと、いよいよもって人口がますます減ってしまって、その集落の維持ができないような状況も起こり得るといふぐあいに思うんです。そういう中で、長い間この町に貢献された方々、特にお年寄りの方ですね、そして将来の町を担っていく若い人が住環境によくしていくこと、そのことにぜひ支援をしていただくこと。このことを求めて反対するものがあります。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

6番、三鴨義文君。

○議員（6番 三鴨 義文君） 6番、三鴨でございます。私は、この浄化槽整備事業特別会計について、認定すべきという考えで意見を述べさせていただきます。

先ほど農業集落排水事業で荊尾議員が言われましたけれども、農業集落排水1億1,400万の一般会計からの繰り入れで運営されております。この浄化槽整備事業も一般会計から3,000万円の繰り入れをして収支バランスをとってるという厳しい会計でございます。その中でしっかり運営されて、先ほど言われましたここ10年来値上げもせずに頑張ってもらっておりますので、これからも努力をしていただきたいというふうに思っております。

また、進捗率のことを考えますと、接続率言われましたけれども、もうほぼ70%近くまで上がってきております。最近もうほとんど頭打ちになってきておりまして、伸び率が下がっておりますが、反対意見でございました亀尾議員さんが言われた理由も確かにありまして、うちの家もとりあえず見合わせるわとか、先に送るわというお方もいらっしゃいます。その中で、一昨年が4基、29年度が6基というふうに伸びてきております。これは担当課の御努力かというふうに思っております。着実にこういう接続率も上げて事業進捗していただきたいというふうに思っております。大変厳しい会計の中でも一般会計の繰り入れをして事業運営されておるところに敬意を表し、私は認定すべきと考えます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第 5 3 号、平成 2 9 年度南部町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

賛成、反対御意見ございましたので、起立によって決したいと思います。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり認定されました。

---

#### 日程第 1 1 議案第 5 4 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 1 1、議案第 5 4 号、平成 2 9 年度南部町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、景山浩君。

○予算決算常任委員会委員長（景山 浩君） 予算決算常任委員長です。議案第 5 4 号、平成 2 9 年度南部町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、予算決算常任委員会をもって審査の結果、賛成多数で認定すべきと決しました。

賛否ございました。まず、反対者の意見から、議案第 5 2 号と同様の理由に加えて、加入金 3 0 万円について分割にすると高くなるという状況があり、こういう不合理なことはやめるべき。あわせて利用料を安くすること。以上を求めて反対をする。

賛成者についてですが、加入金について 3 0 万円を 3 年分割にすると 3 1 万円になる。苦しいけれど一度に払われる方と分割で払われる方、この差があるのは当然だと考え反対意見には賛同できない、賛成すべきである。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

1 2 番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 亀尾です。議案第 5 4 号、平成 2 9 年度公共下水道事業特別会計の決算の認定についてであります。反対するものであります。



普及率を92.4%と、他の会計と比べますと非常に高いわけです。しかし、やはり52号でも申し上げましたけども、やはり環境浄化、そのようなことから考えれば、より普及率を上げるためには、やはり加入金、そして利用料、これの引き下げを求めて反対するものであります。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

2番、荊尾芳之君。

○議員（2番 荊尾 芳之君） 2番、荊尾でございます。議案第54号、公共下水道事業特別会計決算の認定について賛成するものでございます。

上水道と下水道は住民にとって生活していく上で必要不可欠でございます。また、南部町に観光客や移住定住者を受け入れるということに下水道が発達してないところには、なかなか受け入れは難しいのではないかと思います。下水道事業というのは、やはり住民の生活にとって必要不可欠なものだと思います。

公共下水は旧西伯側でございまして、処理場が東西町の処理場、それから法勝寺、グリコのところにありますけれども法勝寺の処理場、2カ所が公共下水の区域でございます。接続率は92.4%、先ほど亀尾議員が言われたとおりでございます。総戸数1,246戸のうち1,151戸ということで、これは公共下水ですので集落が密集したところで行う事業でございます。農集に比べて範囲が狭い中での下水でございます。92.4%というのは高い接続率で、これ以上どんどんということにはなかなかないと思いますが、確実に伸びていけると思っております。また、汚泥の減容化、それから、汚泥を使ったコンポストをつくっています。

そういう公共下水道事業を行っているところでございますが、亀尾議員から分担金、加入金のことを言われました。一括で一度で払えば30万円、それから、3年間に分けて払えば31万という分担金になります。やはり一度で払う人と3年で払う人、そこに差をつけるというのは、やむを得ないかなというふうに思います。

以上の点からも公共下水道事業、適正な事業実施と適正な決算が行われていると思います。よって、この決算に賛成するものでございます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第54号、平成29年度南部町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

賛成、反対御意見ございましたので、起立によって決したいと思います。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり認定されました。

---

#### 日程第 1 2 議案第 5 5 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 1 2、議案第 5 5 号、平成 2 9 年度南部町太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、景山浩君。

○予算決算常任委員会委員長（景山 浩君） 予算決算常任委員長です。議案第 5 5 号、平成 2 9 年度南部町太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定については、予算決算常任委員会をもって審査の結果、全員一致で認定すべきものと決しました。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第 5 5 号、平成 2 9 年度南部町太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり認定されました。

---

#### 日程第 1 3 議案第 5 6 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 1 3、議案第 5 6 号、平成 2 9 年度南部町水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、景山浩君。

○予算決算常任委員会委員長（景山 浩君） 予算決算常任委員長です。議案第56号、平成29年度南部町水道事業会計決算の認定については、予算決算常任委員会をもって審査の結果、全員一致で認定すべきものと決しました。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第56号、平成29年度南部町水道事業会計決算の認定についてを採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり認定されました。

---

#### 日程第14 議案第57号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第14、議案第57号、平成29年度南部町病院事業会計決算の認定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、景山浩君。

○予算決算常任委員会委員長（景山 浩君） 予算決算常任委員長です。議案第57号、平成29年度南部町病院事業会計決算の認定については、予算決算常任委員会をもって審査の結果、全員一致で認定すべきと決しました。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第57号、平成29年度南部町病院事業会計決算の認定についてを採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり認定されました。

---

日程第 1 5 議案第 5 8 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 1 5、議案第 5 8 号、平成 2 9 年度南部町在宅生活支援事業会計決算の認定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、景山浩君。

○予算決算常任委員会委員長（景山 浩君） 失礼しました。予算決算常任委員長です。議案第 5 8 号、平成 2 9 年度南部町在宅生活支援事業会計決算の認定については、予算決算常任委員会をもって審査の結果、全員一致で認定すべきものと決しました。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第 5 8 号、平成 2 9 年度南部町在宅生活支援事業会計決算の認定についてを採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり認定されました。

---

日程第 1 6 議案第 5 9 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 1 6、議案第 5 9 号、南部町工場立地法第 4 条の 2 第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の制定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、景山浩君。

○予算決算常任委員会委員長（景山 浩君） 予算決算常任委員長です。議案第59号、南部町工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定については、予算決算常任委員会をもって審査の結果、全員一致で可決すべきものと決しました。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第59号、南部町工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定についてを採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

---

#### 日程第17 議案第60号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第17、議案第60号、南部町営バスの管理及び運行に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、景山浩君。

○予算決算常任委員会委員長（景山 浩君） 予算決算常任委員長です。議案第60号、南部町営バスの管理及び運行に関する条例の一部改正について。

予算決算常任委員会をもって審査の結果、全員一致で可決すべきものと決しました。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第60号、南部町営バスの管理及び運行に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

---

日程第 1 8 議案第 6 1 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 1 8、議案第 6 1 号、南部町上水道事業の設置等に関する条例及び南部町上水道給水条例の一部を改正する条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、景山浩君。

○予算決算常任委員会委員長（景山 浩君） 予算決算常任委員長です。議案第 6 1 号、南部町上水道事業の設置等に関する条例及び南部町上水道給水条例の一部を改正する条例の一部改正については、予算決算常任委員会をもって審査の結果、全員一致で可決すべきものと決しました。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第 6 1 号、南部町上水道事業の設置等に関する条例及び南部町上水道給水条例の一部を改正する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

---

日程第 1 9 議案第 6 2 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 1 9、議案第 6 2 号、平成 3 0 年度南部町一般会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、景山浩君。

○予算決算常任委員会委員長（景山 浩君） 予算決算常任委員長です。議案第62号、平成30年度南部町一般会計補正予算（第3号）は、予算決算常任委員会をもって審査の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

賛否がございましたので、それぞれの理由を報告いたします。まず、反対者です。農泊推進事業について貸付金1,000万円が計上されており、補正予算のあり方として適切ではない。南部町民泊協議会も仮称であり、組織もできていない状況での提案。予算をどう見ているのか、決まってから補正予算や臨時議会で提案すべきである。

賛成者の意見です。補正予算の中には介護予防、地域新事業、不妊治療、緑水園バス修理等、農業水路等長寿命化、林道整備、学校ブロック塀など、大切な案件があるため賛成をする。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

1番、加藤学君。

○議員（1番 加藤 学君） 1番、加藤です。今回、賀野サテライト拠点施設管理事業について、この1点にだけ述べさせていただきます。まず、建物の名称ですけれども、えんがーの富有です。もう一度言っておきます。えんがーの富有です。

今回、補正予算において上がってきて、対応策として上がってきているのが、施設への進入路等整備、それから施設内パーテーション設置、それからトイレ内の設備設置、それから駐車場障がいマーク、ライン引き、こういったことが上げられております。

今回、3月に建物自体はできております。そして、ジェラートの製造販売については、これはおくれておりますけれども、現在、結構利用者が多くおられるようです。また、一緒に置かれておられます塾のほうも、これもそれなりに繁盛しているように思われます。ただ、全体的に流れとしては少なくとも1年は見なければならぬものと思っております。

ただ、今回、これ急ぎでやらなければならないものであることは間違いないんですけれども、実際のところ、今回9月の補正予算で組まなくても、12月の補正予算でもう一度精査して考えるべきものではないかと思えます。特に一番大きな問題になっているのはジェラートの部分で、室内で食べる場所のスペース、これが余りにも整備されておられません。それと、今回、私聞いておりますところでは、まだ確定ではありませんけれども1月からしばらく休まれるそうです。

もしこのことが間違いないのであれば、12月の補正予算でもう少し精査してこの補正予算考えるべきであり、その以降、1月休み以降のときにもう一度この補正予算を使って修理、そういったことをするべきものである、そういうふうに考えております。

以上、えんが一の富有について発言をして反対の意見とさせていただきます。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

8番、板井隆君。

○議員（8番 板井 隆君） 8番、板井隆です。私は、この30年度の一般会計補正予算について、賛成の立場で討論させていただきます。

まず、補正予算ということもあります。緊急的に整備をしたい、それから、災害等が発生したところの整備をしたいというものがたくさん出ておまして、やはりこれは早急に予算を通して、そしてそういったところ、不便をしておられるところをまずは改修しなくちゃいけないというのが一番のこの補正予算であるというふうに思っております。

そして、先ほど加藤議員のほうから言われましたえんが一の富有のことですけれど、これは開店から大変たくさんの人、これは多分、営業されてる方、そして町長を初め、町民の皆さんも大変驚いておられるのではないかと。これだけのお客さんが来ていただけるとは多分予想だもなかったものだったというふうに思います。たくさんお客さんが来られれば、どこもそれに対する対応というのは早くしなくてははいけません。そういった中で、お客さんの満足度を引き出す、これがその施設を長く、またアイスクリームですか、あれを長くお客さんに来ていただける方法だというふうに思います。これはお客さんのある程度苦情に応えていく、そのための予算であるというふうに思っております。

それと、もう一点、まだ出てきませんが、この後、多分、地方創生の絡みでいくらの郷等が出てくると思います。先に賛成討論させてもらっておきます。

農泊推進事業ということで、このたび1,000万の貸付金が出ております。この貸付金については、きのうの全員協議会で企画課長のほうから説明をいただきました。農泊推進対策の交付金、農山村振興交付金が決定した。中国地方、四国合わせて8カ所の町が第2回目の公募で認定され、その中に南部町が入っております。これに先駆けてこの農泊推進事業を対応していく、そういった予算で、多分、この後、反対が出てくるというふうに思いますが、やはりこの町の創生、なんぶ地方創生の大きな柱として町民の皆さん、農業やってる皆さんと一緒にやって対応していく。そして、食事、宿泊については、なかなか農泊は対応がしにくい。農業の体験をして、その後、晩御飯をつくるなんていうのは大変だというふうに思います。受け入れに対してそういった



ところで応援できる体制をつくっていくことが必要だと思います。

説明の中にいくらの郷も入っております。このいくらの郷、29年度で先ほども反対の意見の中にも入っていましたが、この農家の改修については、地方創生の資金を投入しております。地方創生の中には、地域を活性化する、そして町外の方を呼び込む、これが大きな目的で、国のほうも補助金もおりたということです。また、いくらの郷の管理については、先ほど一般会計の決算の承認のところで仲田議員も言われました。6月にはいくらの郷の運営について議員のほうにも説明がなされております。その時点で南部町社会福祉協議会の理事会においていくらの郷のほうへ委託をしていく。その委託理由は、専門性、そして人材的な関係から、いくらの郷と一緒にやっていくのがいいんだという判断を南部町社会福祉協議会のほうで決定をされております。やはりそういった協力体制の中でやっていく。また、いくらの郷もひきこもりばかりではなくて、そういった町外の方から来ていただくことによってひきこもりの方が一緒になってお客さんに対応していく。今、J O C A がやろうとしているごちゃまぜの状況ではないかなというふうに思います。ぜひともそういったほかの方と触れ合いの場を持つような場所としても、いくらの郷も対応していけるのではないかなというふうに思っていますので、この中にいくらの郷が入って問題はないというふうに思っております。

そういった面から、私は賛成の討論とさせていただきます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに賛成、反対討論はございますか。

委員長報告に反対ですね。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回の補正予算には反対いたします。

加藤議員が先ほどのえんがーの富有の件で意見を述べました。私は、農泊推進事業についてです。

先ほど板井議員がいくらの郷の云々と言われましたが、あなたたちがわからないからといって副町長呼んだんじゃないですか。そのことを理由で、反対とかどうだって、いくらの件については29年度の件で言いましたので。農泊推進事業を今回1,000万、当初、委員会に出たときは、当初のときはこれ確定していなかったんですよね。その後、委員会の最終日で全協でしたっけ、これが事業対象になったという報告を受けました。

私は、例えば以前に旧西伯の時代は、グリーンツーリズムに取り組もうという意見があったりとかしている中で、農泊とか民泊、グリーンツーリズム自体には反対するものではなくて、住民参加でできたらいい町になっていくだろうなという展望は持っているわけです。しかし、今回出

てきた分は、先ほど委員長にも言っていましたけども、これは恐らく以前から取り組んでいる体験型観光推進事業ですね。地域おこし協力隊を1人採用して、その中で体験型の観光をメインにつくったり、民泊体制の確立とか目標にありましたが、この流れの中でその中で協議してできてきたんじゃないかなというふうには捉えているんですよ。しかし、この体験型観光推進事業や、それから今まで取り組んできた観光プロモーター事業ですね、よく関係者の方々から町内に観光客を例えば赤猪岩神社とか板祐生記念館に誘導してきても、言ってみれば町内にお金を落とすという仕組みがない。とどまることができないというのを関係者からも聞いたことありますから、そういう意味での今回の農泊推進事業かなというふうにも捉えているんです。

町でするときに、しかし、今回の観光プロモーターや体験型観光事業で年間1,000万ですよ、29年度も。全くこれ一般財源です、地域おこし協力隊は国から特交が来ると言っても。そういう中でしたら、一定の農泊の推進事業を提案するに当たって補正予算といえども、南部町ではどこまでこの民泊、農泊事業が議論が煮詰まってここに至ったのかという説明が要るのではないかなと思うんですよ。賛成、反対別にして、生涯活躍のまちでなんぶ里山デザイン機構を立ち上げているんです。これも将来について見たら、地方創生交付金が出なくなった段階で町からの補助金というのも、当然、今の段階では考えておかなければ、せっかく立ち上げてどうするのかという問題があるわけですよ。新たに今回南部町民泊協議会（仮称）を立ち上げていくと。これは官民共同とうたってますから、恐らく町の職員方も協力していくんだらうと思うんですけども、そうであれば余計に官がかむところであれば、これまでの活動の総括の中でどうしてこの9月議会の予算の中で農泊の推進事業、しかも、今まで1回も聞いたことないような何て書いてありましたか、いわゆるランナーですよ。ランニング愛好者やサイクリストを主な対象としていくというようなことを、どれだけの今まで検討してきたこういう中身になっていくのかということが見えてこんわけですよ。残念ながら、今回この中で伯耆の国のいくらの郷を出すとすれば、議員から見て恐らく議会がそうですから住民もそうだと思うんですけども、全く取ってつけたように出てくるわけですよ。

町長は総合計画考えるというんですけども、本当にこのやり方で農泊が成功すると思いますでしょうか。全国にはいろいろ手挙げてるところもあるし、観光地に恵まれてるところでもなかなか農泊、民泊っていうの成功していないんですよ。そういう中で、相当な努力をしないとイケないと思いますが、それが課の職員が一丸となってこれに取り組むという今状況かということですよ。そういう意味で考えたら、補助金が来て全額補助金じゃなくてこのお金が採用されると、1,000万も来るからいいのではないかと思いますけれども、来た以上、事業していく。この事業に

官民一体だから、町も責任持っていないといけなくなる。今はまだ協議会できてない段階。1軒は民泊の許可はとった。あと3軒がある。これをどのように広げていこうと、素地があるのかという問題も住民に説明してくれないといけないのではないですか。

そういうことを考えるときに、私は、どう見ても生涯活躍のまちづくりから国からお金出てくるものには飛びついていくという感じは、町にとって本当にいいのかどうかということを再検討する必要があるのではないかと思うんです。少なくとも今回、農泊推進事業を国のお金1,000万でして取り組んでいくというのであれば、これまでやってきた観光事業の中で、農泊に町が取り組んでいく大きなメリットがあって、農家にもこれだけの所得向上が望まれるということを説明すべきだというふうに思います。

それで、何よりも町が活性化するのは、第1次産業である農業が本当にやって生活つながっていくということをみんな目指したいわけですよ。国が農業を重視しない中で、本当に大変な中で幾ら農水省がこのお金をやるからといっても、本当に成功するかというのはわからないと思いませんか。それと同時に、私は何よりもこういうことが農家の所得向上というのであれば、企画と産業課ですね、一緒になって産業課の体制どうするのかの説明を聞きたいんですよ。残念ながら、補正予算に出てくるのはお金はもらうけれども、実際、今後どうしていこうかという点で、産業課や町を巻き込んだ取り組みということも見えない段階で……（サイレン吹鳴）本当にできるのかということに責任が持てないということでの反対をしたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） しばらく休憩してください。

再開します。

○議員（13番 真壁 容子君） ひきこもり対策しかり、この農泊しかり、もし本当に町長も年間の計画の中にあるのであれば、ちゃんと当初の説明の中で述べておくべきですよ。そういうことなしにするというのは、やはり補助金に飛びつく体制と指摘せざるを得ない。そういうことを改めて、地に足のついた活性化政策を考えようではないかということを指摘して反対いたします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

10番、細田元教君。

○議員（10番 細田 元教君） 議案62号、30年度補正予算についての一般会計については、賛成の討論をさせていただきます。

この中身についてはるるありましたが、私が一番おもしろい、気に入ったのは、まちづくり推進助成事業。各地域のあれがされるやつで、部落がされるやつが111万5,000円、ほとんど部落の公民館のLEDとか、やつができる、そういう補正予算も入っております。それと、一

番問題になって新聞でもにぎわいましたブロック塀についても、今回の補正予算が上がっております。それと、建設課では農林水産業で、災害の跡地の復興予算も大事な予算が入っております、これは通さないけんこと。

中身についてはそういうことではありますが、農泊のことが今一番問題になっておりますが、これ町長の肝いりでございます、南部町全体を見ましてもはっきり言って何もない。けども、自然豊かな里地里山500選に選ばれた我が町です。これを生かした農泊、これには南部町全体が旅館を考えて、周り見たらほんに自然豊かで、ほっとすると。これを農泊ということで泊まる人、泊まる家、これが部屋なんですね。今、1人、2人、3軒とあるみたいですが、それが南部町の大きな施設の一つの部屋なんです。それを利用して泊まっていただき、食事は南部町にいっぱい食べる場所あるんですよ。そこで食べていただいて、泊まっていただいて、豊かな自然を見ていただき、夏であれば金田の蛍等を見ていただき、ほっとしていただいて、赤猪岩神社、再生復活の神社、来年はいのしし年だそうできて、ちょうど物すごいお客さん来るらしいです。そういうことを鑑みて、町長がぜひ農泊で頑張りたいと言った大きな肝いりの事業です。要は、自然豊かな南部町にほっとして泊まっていただくと。そこにお金を落としていただく、そのような事業であります。

これは賛成せないけんだないかと思っておりますし、ブロック塀のこともありますし、そういうことでありますので、30年度補正予算は賛成いたします。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第62号、平成30年度南部町一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。

賛成、反対御意見ございましたので、起立によって決したいと思います。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

---

## 日程第20 議案第63号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第20、議案第63号、平成30年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、景山浩君。

○予算決算常任委員会委員長（景山 浩君） 予算決算常任委員長です。議案第63号、平成30年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、予算決算常任委員会をもって審査の結果、全員一致で可決すべきものと決しました。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第63号、平成30年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

---

#### 日程第21 議案第64号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第21、議案第64号、平成30年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、景山浩君。

○予算決算常任委員会委員長（景山 浩君） 予算決算常任委員長です。議案第64号、平成30年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、予算決算常任委員会をもって審査の結果、全員一致で可決すべきものと決しました。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第64号、平成30年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を

採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

---

日程第 2 2 議案第 6 5 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 2 2、議案第 6 5 号、辺地に係る公共施設の総合整備計画の策定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、景山浩君。

○予算決算常任委員会委員長（景山 浩君） 予算決算常任委員長です。議案第 6 5 号、辺地に係る公共施設の総合整備計画の策定については、予算決算常任委員会をもって審査の結果、全員一致で可決すべきと決しました。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第 6 5 号、辺地に係る公共施設の総合整備計画の策定についてを採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

お諮りします。ここで少し早いんですけど、お昼休憩にしたいと思います。再開は、午後 1 時、1 3 時にいたしますので、よろしく願いいたします。

午前 1 1 時 3 8 分休憩

---

午後 1 時 0 0 分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。

---

日程第 2 3 発議案第 1 4 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 2 3、発議案第 1 4 号、島根原発の申請・稼働に伴う事前了解権を周辺自治体へ拡大することを求める意見書を議題といたします。

提案者であります亀尾共三君から趣旨説明を求めます。

1 2 番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 1 2 番、亀尾でございます。

---

発議案第 1 4 号

島根原発の申請・稼働に伴う事前了解権を周辺自治体へ拡大することを求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第 1 4 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出する。

平成 3 0 年 9 月 2 6 日 提出

提出者 南部町議会議員 亀 尾 共 三

賛成者 同 真 壁 容 子

同 同 加 藤 学

南部町議会議長 秦 伊知郎 様

---

別紙

島根原発の申請・稼働に伴う事前了解権を周辺自治体へ拡大することを求める意見書（案）

中国電力は 8 月 1 0 日、建設中の島根原発 3 号機（松江市）の稼働に向けた適合性審査を原子力規制委員会に申請した。東京電力福島第 1 原発事故後、建設中の原発の申請は、2 0 1 4 年 1 2 月の電源開発大間原発（青森県）に続くものだ。島根原発は国内で唯一、県庁所在地にあり、島根、鳥取両県の約 4 7 万人が暮らす 6 市があるが、事故時の避難の実効性、「立地自治体」と「周辺自治体」を巡る権限の差など課題が山積したままだ。

「島根原発で深刻な放射能漏れ事故が起きた場合、西風が吹いていれば、放射性物質が短時間のうちに鳥取県西部に飛散する」という予測結果が鳥取大学の研究でも公表されている。本町はまさにこの地域にあり、「いったん被害が起きると立地も周辺もない」（8 月 6 日平井鳥取県知事）という指摘は、全町民の思いと重なる。鳥取県が立地自治体と同等の安全協定を求めるのは

当然のことだ。

今回の島根原発3号機の規制委員会への審査申請についてはUPZ内のいずれの自治体も事前了解はしたものの、「(合格後の)最終的な稼働の可否については留保する方針」(同知事)と断言している。各自治体の意見を尊重する制度を求めたい。

政府におかれては、事故時の避難計画、重大事故対策、事前了解を含む安全協定の締結等については、立地自治体に限らず、現状を踏まえた対応を求めたい。

よって南部町議会は、以下の点について、実行されるよう強く要請する。

つけ加えますが、記録的な猛暑が続いたこの夏、エアコンの使用で電力需要は増加しても、全国の原発停止中にもかかわらず供給できるそのような状況であり、原発の再稼働は不要ではないでしょうか。

#### 記

1. 原発事故に際し、緊急防護措置区域(UPZ)にこだわらず、周辺自治体の意見を尊重し、避難計画、重大事故対策、事前了解権地域を状況に応じて、周辺自治体に拡大できる仕組みをつくること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成30年9月26日

鳥取県西伯郡南部町議会

#### 【提出先】

内閣総理大臣、経済産業大臣、衆議院議長、参議院議長

.....

以上であります。どうぞよろしく申し上げます。

○議長(秦 伊知郎君) ただいまの趣旨説明に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

8番、板井隆君。

○議員(8番 板井 隆君) 8番、板井です。提出者であります亀尾共三議員のほうにちょっと何点か聞きたいと思います。

最後の中の、事前了解権地域を状況に応じて、周辺自治体に拡大する仕組みということなんですけれど、まず事前了解権というのは安全協定の締結の中の一つなんですけれど、これは自治体と中国電力、この2つの中で結ばれるものであって、政府に対して出してもこれは政府に権限があるわけではないんですけど、その点についてのまず見解を求めたいというふうにも思います。

それと、国のほうではUPZ外、要するに30キロ以上の防災対策を否定しておらず、必要な



場合があるとしており、UP Z内と同様に行う方針が、指針というものが示されてるんですけど、その点についてはどうなんでしょうか。

それと、3点目です。UP Z外で国が行うモニタリングの結果に基づく指示によって、予防的な屋内退去、要するに30キロ以上ならば、まずは屋内退去で十分に防げるということも出てるわけなんですけれど、それをなぜ基準判断を遠くにするまでを求めていくのか。それによって、了解権をとることによって、どういうふうに南部町としては対応していきたいというふうに思っておられるんでしょうか。4点です。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 賛成議員である議員も質疑に答えれるということなので……。

○議長（秦 伊知郎君） いや、質疑の答弁を12番の亀尾共三議員、よろしくお願ひします。

（「話じゃなかったじゃないですか」と呼ぶ者あり）今、8番、板井隆君の質疑に対する答弁を提案者である12番、亀尾共三議員、よろしくお願ひします。

○議員（12番 亀尾 共三君） 3点ございましたね。

まず、事前了解権のことは政府に関係ないじゃないかということだったと思うんです、質疑されたのは。しかし、これやっぱり国内の原子力発電所、これの認定を許可しているのはやっぱり国ですから、当然国に出してもこれはおかしくない問題であります。中電だけとか周辺だけのことで了解というんだなしに。もう大もとは、やはり政府が原子力発電のそういう方針というのは出してるんだから、そこに出しても決しておかしくないしということはずし上げます。

それから、UP Z内30キロの問題ですけど、これ放射能というのは目にももちろん見えません。人間の五感に感じることはありません。目にも見えませんし、においもしない、音もしない、そういう状況ですから、30キロにむしろ規制すること自体が、これ矛盾があるんです。というのは、全くの室内で風も何にもないところでぼっとあるなら移動もしませんけども、外で、屋外には風もあれば空圧もあるということですが、だからどこでもそれは移動できると。だから当然、そこまでに規制することはできないと思います。

それから、もう一つ、予防的のことで言われたんですけども、室内で中においたらええじゃないかと言われるんですけども、しかし、一番仮に避難するところを1番、2番、3番って決めたらどうなるんですか、そんなこと。例えていうと、一番近いところに事前に想定されてとしても、風の向きが違ふとか、あるいは雨が降ったとか、そういう状況になったらそのときの条件というのは違いますよ。だから、そういう点からそういうことをUP Zの外であっても順位を決めるようなことはすべきでないということを申し上げます。

○議長（秦 伊知郎君） 8番、板井隆君。

○議員（8番 板井 隆君） もう一点です。この事前了解権を南部町が得ることでどういうふうにしていきたいのか、どういう対応をしていきたいのか、議会としてですね。その点についても確認をとっておきたいのと、今、事前了解権というのは立地自治体、例えば島根原発でいけば松江市と島根県しか今持っていません。その点について、それを周辺の30キロ以内でもそれが無いのに、それをふやそうというところの見解をもう一度聞いておきたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） まず、最初にしましょうか。南部町でどう対応したらいいのかということなんですけども、これは私は必ずこうしてすべきだとかいうことは言いませんが、とにかく放射能が来ないようなところに、やっぱりそこに避難することが一番だと思うんです。そのことをやっぱり、事故がいつあるかわかりませんから、こういう事故が起こるかわかりませんが、事前に放射能が来ないところ、放射能が来るおそれがないところ、来るおそれがないというのは、流れてこないような状況のところを十分研究しておいて、いざ事件が起こったらそちらのほうに対応していくことなんです。

それから、地域が限定されてるんですけども、ここにもあるように6市と言ってますね。47万人が暮らす6市がということを言ってるんです。これは、放射能は壁があって絶対そこから行かんということは、どこに行くかわからんですよ。だからそういうところで一概にどこがどうなるということは決めることはできないと思います。ちなみに6市がありますけども、この6市は、松江、出雲、安来、雲南、米子、境港、この6つの市のことを言ってるわけなんです。ということなんです。

○議長（秦 伊知郎君） 8番、板井隆君。

○議員（8番 板井 隆君） 8番、板井です。この間の新聞、山陰中央か日本海だったと思うんですけど、その6市のうちの島根県でさえ、広島、岡山県のほうに避難場所の市町村を決めているけれど、114カ所でしたかね、まだその2割ぐらいしか向こうの相手方の了解とかそういったものがないという大変厳しい状況の中で、これを広げてさらに住民の不安とかそういったものをあおることになるんじゃないかなと思うんですけど、どうでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 私、思うんですけど、放射能に対する不安、放射能に対する怖さというのは皆さんよく御存じですよ。ましてや松江市の松江市内にある原子力発電所に対して、それについて、はいじゃあ、例えていうと事故があった場合、事前に私どもで行ってもいいでし

ようかなんてことを了解とるなんてことはできないと。それは例えていうと水害だとか地震とかあってそのときに逃げる場合に、仮設に行った場合どうするかということは、それは事前に言ったらいいかもしれませんが、でも、放射能というのはどこでどうなるかわからんもんですから、当然町民の方も放射能に対する恐怖、そしてまた原発事故があったらどうするのかという不安というのは十分持っておられます。だから私は事前にどこどこ行くところは了解してるのかどうなのかと、そういうことはとること自体が非常に無理があると思いますよ。

○議長（秦 伊知郎君） ほかにありますか。

9 番、景山浩君。

○議員（9 番 景山 浩君） この意見書の記以下の大きな 1 番の文章の部分についてお尋ねをします。「原発事故に際し、」ということですので、原発事故が起こった後というふうな意味合いでどうもお書きになっているようなんですが、事故が起こったら、避難計画や重大事故対策や事前了解権地域を状況に応じて、周辺自治体に拡大できる。この状況に応じて拡大できる状況というのは、一体どういったことを想定をして文章をつくられているのかをお教えてください。

○議長（秦 伊知郎君） 12 番、亀尾共三君。

○議員（12 番 亀尾 共三君） 先ほど言いましたけども、放射能というのはどこに流れるか、そういうことはなかなかわかるものではないと思います。ただ言えるのは、ここにあるように西風に乗って、普通、通常考えると西風というのがほとんど吹きますね。それに乗ってやっぱり流れるだろうということなんですけども、でも、気象状況に応じては雨が降ったり雪が降ったり、あるいは風の向きも違うことはあるでしょうし、だからそういうことで事前に図るというんですか、そういうことはなかなか難しいと、非常にですね。そういうことから状況の対策というものをやっぱり決める。決めるっていやあ、おかしいけども、それによって状況に応じて対応していくということ、そのことを言ってるわけなんです。

○議長（秦 伊知郎君） 景山浩君、よろしいですか。

ほかにありますか。

11 番、井田章雄君。

○議員（11 番 井田 章雄君） 11 番、井田でございます。景山議員と同じような考えでございますが、私はもう一点、私の頭の中では理解できない部分がありましたので、ちょっとお尋ねしてみたいと思います。

この意見書は、まずタイトルが「島根原発の申請・稼働に伴う事前了解権を周辺自治体へ拡大することを求める意見書」となっておるわけですね。最後のまとめというんですか、これ。要旨

はわかりますけど、最後の南部町議会に、これが今、景山議員が言われましたが、「原発事故に際し、緊急防護措置区域（UPZ）にこだわらず、周辺自治体の意見を尊重し、避難計画、重大事故対策、事前了解権地域を状況に応じて、周辺自治体に拡大できる仕組みをつくること。」、こういうことになっておるんですね。それでちょっとこれ、惑わされるような意見書だなと思って、私はちょっと大分考えました。

それで、このタイトルとこの最後の南部町議会に強く要請するこの文言、この整合性が私は納得できない。ですから、趣旨については、要旨については理解できますけど、このタイトルとこの最後のまとめいうんですか、南部町議会に強く要請する部分が、この整合性がちょっとおかしいなというふうに感じましたので、ちょっとお尋ねしてみたいと思います。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） タイトルが事前了解を周辺自治体にということなんですよ。だから結局、周辺自治体の意見を尊重して十分やるのが当然じゃないですか。そういうことだと思いますよ。どこがあれですか。（発言する者あり）（「ちゃんと手を挙げて言いなさい」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）いや、そういうことで言ってるんですよ。（「いいですか、もう一回言いましょうか」と呼ぶ者あり）

○議長（秦 伊知郎君） 11番、井田章雄君。

○議員（11番 井田 章雄君） 井田でございます。タイトルがこれ「島根原発の申請・稼働に伴う事前了解権を周辺自治体へ拡大すること」となっておるわけですね。それについてこういう要旨が、趣旨が書かれてますけど、最後の大事なところ、今度は違ったことか、私から見ると違うと思うんですね。「原発事故に際し、」に始まって、これに対する仕組みをつくるということですので、この辺の整合性を私、意見書を出すにはちょっといけんかなと、不適切かなというふうに考えましたもんでお尋ねしたところでございます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） つまり、事故がなかったら何も周辺自治体にどうかそういうんだないけど、事故はいつ起こるかわからんから周辺自治体に拡大してやるということなんです。事故があった場合ということなんだから、別に矛盾はないじゃないですか。（「議長、もういいです」と呼ぶ者あり）

○議長（秦 伊知郎君） もうよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

4番、長束博信君。

○議員（4番 長束 博信君） 4番、長束です。ただいま、島根原発の申請・稼働に伴う事前了解権を周辺自治体へ拡大することを求める意見書（案）について、討論させていただきます。

原子力の問題については非常に重要なことであり、私も昨年の9月議会で、一般質問で防災に関して取り上げました。これは町民、住民を災害から守る上での行政がとるべき事柄、準備などについてただしたものであります。

現時点で意見書（案）にもありますが、一旦事故、被害が起きると立地自治体も周辺自治体もない。すなわち行政区域に関係がないと、鳥取県知事が私たちの鳥取県側の、いわゆる周辺自治体の意見を十分に認識した上で、代表として原子力発電所設置者に対して物申していることは大いに尊重できるものであります。

意見書（案）における周辺自治体は、どこまでの範囲というか、定義が不明であります。 「西風が吹いていれば、」との文言もあり、鳥取県の西部圏域を指すのであれば、各市町村がそれぞれに原子力発電所設置者と個別に稼働を前提とした安全協定の交渉を行うこととなります。当然ながら足並みはそろわず、言い分といいますか、協定内容もそれぞれに異なることが想定されます。統一性を保つことが望めません。

先ほども議論がありましたが、東風ならどうか、北風ならどうなるか。このことは立地県の島根県のみでなく、周辺県の鳥取県、広島県、岡山県にさえ対象の拡大となるのではないのでしょうか。全国的にはどうなっていくのでしょうか。そのような仕組みをつくるという意見であるならば、現実的でないのではないかと考えます。

私が一般質問で取り上げたように、周辺自治体としての各市町村の懸念を県が交渉に生かしていただくほうが代表としての声も強いものとなり、シンプルであり、よいものではないかと考えます。

以上のことから、私はこの意見書（案）に賛成できません。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） この今回の意見書をぜひ政府に提出したいと考えています。皆さんの中で、意見書（案）を文言も含めていろいろ論議していただきまして、ありがとうございます。

す。そのことにもお答えしていきたいと思いますが、今回の島根原発の申請・稼働に伴う事前了解権を周辺自治体へ拡大することを求める意見書を出そうと皆さんに呼びかけたのは、一番の動機は、鳥取県知事の姿勢です。

今回の島根原発3号機の稼働に向けた適合性審査については、恐らくこの辺では初めて立地自治体となる松江市長と島根県の県知事が判断をして、立地自治体の周辺のUPZ、30キロ圏内の市と鳥取県に、溝口知事の判断で意見を聞くという経過があったわけです。その結果、初めて鳥取県知事と境港市、米子市は、これを受け入れるかどうかということの判断に迫られたわけです。それは御存じのように、溝口善兵衛はあの時点で、そこの立地自治体の周辺の意見を聞いた自治体の一つでも反対があれば、恐らく島根県知事ですね、松江市と相談して、いいよと出さないうのではないかといい言われていたのですが、今回については境港市、米子市が鳥取県では市長が了解することを求めて、それを受けて平井知事が態度を表明したわけです。そのときに言った言葉は、被害を受けると立地も周辺もないので、今回のように、今回は、審査申請についてはオーケーを出すけれども、合格後の最終的な稼働の可否については留保するんだと。その何よりも条件は、立地自治体と同等の協定を結ぶ権利を鳥取県に持たせてほしいという内容だったはずですよ。それ皆さんも御存じだと思うんです。

先ほど長束議員も言われましたが、鳥取県知事が判断するのどうするか、米子市、それから境港市の意見を聞くことになってきます。そのときに個別の自治体である周辺自治体、この辺で言えば大山町、伯耆町、南部町。もう少し言えば日南町等にも当たってくると思いますが、あと中部の市などがどう判断するかということについて、周辺自治体の意見を、県知事もそれを見込んで事前了解権等を求めていく後押しをしたいという気持ちでこの意見書を上げようと言っています。

先ほど言ったように、島根原発の申請・稼働に伴う事前了解権と、中身の内容について違うのではないかといい御意見もいただきましたが、今回、申請・稼働に伴う事前了解権というのは、事前了解権を得てるのは今のところ立地自治体だけです。それを伸ばしてくるということは中国電力にとっても、事前了解権をとった段階で30キロ圏以外に及んだ場合はどうするかということになれば、事前了解権をとるといいことは影響を認めるということですから、何らかの安全対策とか計画についてもその財源を保障していく動きが出てくることになると思います。そういうことをここで言ってるわけです。島根原発の申請・稼働に伴う事前了解権を周辺自治体へ拡大すること、このことはイコール原発事故が起こったときに、UPZにこだわらず周辺自治体の意見を尊重して、避難計画、重大事故、事前了解権を地域に持たせてほしいということ今この段階で

言ってるということです。

そういうことをもって、周辺自治体が、例えば鳥取県知事が、以前の2012年に出された鳥取大学の栗政教授のいわゆるシミュレーションですね、島根原発で深刻な放射漏れ事故が起きた場合、西風が吹いていれば放射性物質が短時間のうちに西部に飛散する。大山にぶち当たって、大山周辺のところには放射能がたまってくる可能性を指摘したわけです。そのことを取り上げてするとなれば、そこの担当地域ですね、一部に南部町も入ってくるわけです。そこの自治体とも協力をして、こういう事態もあるから立地自治体と同じような事前了解権を持って、重大事故対策や避難計画を立てるようにしてほしいということを県知事と一緒に言っていける権限を町に持たせてほしいという仕組みをつくってくださいということを言っていこうと言ってることです。

先日の境港市の市議会の様子を見てみましたら、もし避難が起きたとき、中国電力ではどういう計画つくってるかという、半径5キロ圏内を先に誘導する。半径5キロ圏内が終わってから周辺の境港市、松江市でやってくる。とすれば、半径5キロ圏内は大した人数ではないんですが、そこをバス等で移動させた後に大量の境港、30キロ圏内ですね、6市の47万人の避難が始まるわけです。具体的にそれはバス等では無理だということが境港市議会の様子を見ていてもよくわかりました。

今の南部町はどうかというと、南部町は島根県民を受け入れるという、今、役割を持っています。ところが、福島原発を見たことでもわかるように、100キロ離れていたところにも放射能が風向きによって来る可能性考えれば、南部町が適地かどうかということ判断することが一両日に求められてくるというような事故が起きたときの大前提になってくるのではないのでしょうか。そういうときになれば、まさしく県知事の言う立地も周辺もないということです。米子市と南部町とどう違ってくるのかということですよね。そのときになって言うてからでは遅いので、こういう仕組みをつくってもらって、うちの町長にもその中に入ってもらう、重大事故対策や避難計画等についても中国電力等の財源をしっかりといただいて計画を立てていく、このことが住民の暮らしを守る一番の近道だと思います。

長束議員が言われたように、あらゆるところに事前了解権を持てば統一しないと言いますが、統一しないのは当たり前で、状況が違うからです。でも、統一しないところに住民が住んでいることを考えれば、統一を望む中国電力の言いなりなのではなく、住民の暮らしを守る立場、安全を守る立場で判断することが議会や町に求められていると思います。

そういう立場から、今回、島根原発の申請・稼働に伴う事前了解権を周辺自治体へ拡大することを求める意見書を皆さんと御一緒に上げていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論はありませんか。

反対ですね。

8番、板井隆君。

○議員（8番 板井 隆君） 8番、板井です。私は、共産党議員団3人が発議する発議案第14号、これに対して不採択の立場で討論させていただきます。

文章中にあります、先ほど真壁議員も言われました、平井知事が記者会見で言われたこれ今、言葉なんですけれど、「いったん被害が起きると立地も周辺もない」との考えは、心情的に誰もが理解できる場所であると思います。しかしながら、このことと事前了解権を南部町へ拡大すること、すなわち南部町が中国電力島根原発と安全協定を結ぶということは極めて現実的でないというふうに思います。これは原子力防災対策をあらかじめ準備すべき区域として、福島原発事故の教訓や、東海村村長、これが東海第二原発稼働を30キロ圏内の周辺5市にも事前了解権を広げるように求めた茨城方式と呼ばれていますが、このような教訓と現状から、国の原子力防災対策指針において国際原子力機関が定める防護対策基準、つまりPAZ、これがおおむね5キロから8キロ圏内からUPZ、30キロ圏内に拡大されたことを含めた知事の記者会見であったというふうに私は見解を持っております。

我が南部町においては、島根原発から37キロの地点であり、決して遠いとは言えません。島根原発新規稼働、3号機のことです。また、2号機の再稼働における安全協定で、事前了解権は立地自治体である松江市と島根県知事だけあります。30キロ圏内に位置する島根県では、出雲、雲南、安来市、鳥取県では境港、米子市においても、事前了解権を持った安全協定は結ばれておりません。

平井知事は、先ほど長束議員も言われました、県民を代表して県境に遮られることがあってはならないこととの思いから、中国電力や島根県と再三にわたる協議の結果、島根県からは的確な情報提供、そして中国電力とは安全協定を結ばれた。結果、あってはならない島根原発に事故が発生したときも、我が南部町にも即座に情報が共有されるシステムと今現在なっております。

共産党議員団は、これまでも原発再稼働に反対する意見書を議会に提出し、私たちはこの意見書に対して十分な安全が確認されれば、電力の安定供給と電気料金の安定のためにはやむを得ないとの見解も出しております。また、この意見書に対しては否決をしております。こういった経緯もあり、この意見書は事前了解権を持つことによって、再稼働や新規稼働を阻止する権利を得たいだけのように感じられました。

今、我が町がやらなければならないことは、いたずらに住民の不安をあおるのではなく、冷静



に対応することが必要であろうと考えています。万が一、島根原発で事故が起きたときは、町民にいち早く情報を伝え、落ち着いて屋内避難などを行ってもらえるようにすることです。風水害や土砂災害などと同じく、ふだんから地域防災力を向上していくことが必要であろうと考え、この発議案第14号に対しては、不採択の立場としての意見とさせていただきます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

1番、加藤学君。

○議員（1番 加藤 学君） 1番、加藤です。声明文が手元にあります。18年7月21日、脱原発をめざす首長会議。

「島根原発の稼働にあたり、周辺自治体による立地自治体並みの安全協定締結に向けた動きを歓迎し、中国電力の速やかな決断を求める」、これが題です。

中国電力島根原発から30キロ圏内に位置する島根県出雲市、安来市、雲南市の3市長が本年7月4日、中国電力の社長と面談し、原発稼働の場合の事前了解権を認める立地自治体並みの安全協定の締結を求めた。

飛ばします。その中で言われていることは、日本原子力発電が本年3月、東海第二原発の再稼働や延長運転に際し、立地自治体の東海村に加え、水戸市など周辺5市にも実質的な了解権を認めるとする新たな安全協定を結んだ事実を正面から受けとめるべきである。

この今言いました出雲市、安来市、雲南市の3市は「脱原発をめざす首長会議」という名前のもとに、東海村では周辺自治体に認められたのであるから、我々3つの自治体でもこれを認めてほしい。また、鳥取県側にある境港市、米子市でも安全協定の事前了解権を求める声を上げてほしい、そういった内容の文章になっております。

先ほど電力供給はやむを得ないとか、再稼働という意見が板井議員のほうからございましたけれども、これはあくまでも事前了解権を周辺自治体に広げてほしいという、そういった1点だけです。今回のこれに関して再稼働をどうこうするということは全く言っておりません。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、発議案第14号、島根原発の申請・稼働に伴う事前了解権を周辺自治体へ拡大することを求める意見書を採決いたします。

原案に対して賛成、反対の決をとります。

まず、原案に賛成者の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立少数です。本案は、否決されました。

---

日程第 2 4 発議案第 1 5 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 2 4、発議案第 1 5 号、女性の地位向上を求める意見書を議題といたします。

提案者であります議会運営委員会委員長、板井隆君から趣旨説明を求めます。

8 番、板井隆君。

○議会運営委員会委員長（板井 隆君） 議会運営委員長、板井です。お手元にあります発議案第 1 5 号、見ていただければと思います。

---

発議案第 1 5 号

女性の地位向上を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第 1 4 条第 3 項の規定により提出する。

平成 3 0 年 9 月 2 6 日 提出

提出者 南部町議会議会運営委員会委員長 板 井 隆  
南部町議会議長 秦 伊知郎 様

---

発議の内容につきましては、（案）につきましては、景山副委員長のほうに朗読をお願いしたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（秦 伊知郎君） 副委員長、9 番、景山浩君。

○議会運営委員会副委員長（景山 浩君） 副委員長でございます。それでは、意見書（案）の朗読をいたします。

---

別紙

女性の地位向上を求める意見書（案）

今年 4 月に発覚した、高級官僚による女性記者に対するセクシュアル・ハラスメントや、東京医大入試での女子受験者への点数操作問題等、日本社会のなかで男女平等の実現に向けての課題があることを明らかにした。

日本の女性のおかれている地位は、男性と比較して大きな差別と格差がある。男女平等の到達

は、発達した主要先進国の中で最も遅れている。

女性労働者の賃金が非正規も含むと男性の約7割（平成28年厚労省）に過ぎない。欧米諸国では女性の賃金は男性の賃金の8～9割と格差が縮小している。また、ヨーロッパでは出産、子育て期の女性の8割が働いているが、日本では妊娠・出産を機に5割の女性が仕事を辞めている。

女性国会議員の比率や、司法や行政、民間などあらゆる分野で方針・政策決定の過程に参加する女性が圧倒的に少ないことも女性の地位の低さを示すものだ。

女性への暴力やセクハラは、女性の人権と基本的自由の尊厳を冒すものであり、許されるものではない。背景には、女性蔑視の風潮や女性差別意識の根深さがある。日常の社会生活のなかで女性の人権を守り、差別や暴力を許さない社会的合意が必要だ。

世界経済フォーラムが毎年示す「世界男女格差ランキング2017」では、日本は144か国中114位という低さだ。日本の女性の人権、平等の遅れは、国連・女性差別撤廃委員会や人権規約委員会などの国際機関から繰り返し改善が指摘されている。

女性に対する格差と差別の是正のために、女性差別撤廃条約批准国としての責任を果たし条約にもとづく実効ある施策を具体化し、実施することが求められている。男女平等の社会を実現するために以下の点についての取り組みを求める。

#### 記

1. 働く女性への差別を是正し、職場での男女平等を進めること。
2. 子どもを産み育てながら、働き続けられる社会的条件をつくること。
3. 深刻な女性の貧困問題を解決するための施策を講じること。
4. セクシュアル・ハラスメントをなくすため、行政の指導・援助を強化すること。
5. 法律的にも社会的にも、人間としての尊厳、女性の人権を守る取り組みを進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年9月26日

鳥取県西伯郡南部町議会

#### 【提出先】

内閣総理大臣、総務大臣、衆議院議長、参議院議長

.....  
以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ただいまの趣旨説明に対して質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、次に討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

本案は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決することに決しました。

---

#### 日程第 2 5 発議案第 1 6 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 2 5、発議案第 1 6 号、日米地位協定の見直しを求める意見書を議題といたします。

提案者であります加藤学君から趣旨説明を求めます。

1 番、加藤学君。

○議員（1 番 加藤 学君） 1 番、加藤学です。

---

#### 発議案第 1 6 号

#### 日米地位協定の見直しを求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第 1 4 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出する。

平成 3 0 年 9 月 2 6 日 提出

提出者 南部町議会議員 加 藤 学

賛成者 同 亀 尾 共 三

同 同 真 壁 容 子

南部町議会議長 秦 伊知郎 様

---

別紙

#### 日米地位協定の見直しを求める意見書（案）

全国知事会は 8 月 1 4 日、日米地位協定の抜本的な見直しを日米両政府に提言した。

全国知事会は、同月8日に亡くなった翁長雄志・沖縄県知事の「基地問題は一都道府県の問題ではない」との訴えを受け、2年近くかけて、調査・聞き取りを行い提言にまとめ、7月の全国知事会議で、全会一致で採択した。

提言は、航空法や環境法令などの国内法の適用や、事件・事故時の基地への立ち入りなどを日米地位協定に明記するよう要請している。また、米軍の訓練ルート・時期に関する情報を事前提供すること、基地の使用状況などを点検して、縮小・返還を促すことも求めている。

これまで米軍基地を抱える15都道府県は、沖縄県で米兵による少女暴行事件が起きた1995年以降、日米地位協定の改定を求め続けている。日米両政府は補足協定などで運用を見直しているものの、1960年の締結以降一度も改定されていない。

鳥取県内でも県東部や日南町においてこれまで米軍の低空飛行が目撃され、各自治体は、情報提供と低空飛行の禁止を求めて県を通じて要請している。

全国知事会が、日米地位協定の抜本的な見直しを日米両政府に提言したことを契機に、南部町議会はこの提言の立場を堅持し、政府に対し、日米地位協定の見直しを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年9月26日

鳥取県西伯郡南部町議会

**【提出先】**

内閣総理大臣、外務省、防衛省

.....  
以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ただいまの趣旨説明に対して質疑を行います。質疑ありませんか。

8番、板井隆君。

○議員（8番 板井 隆君） 8番、板井です。これも共産党議員団3人からの意見書なんですけど、何点か、2点だけちょっと聞かせてください。

まず1点です。これ真壁議員から最初出すというときにもらった日米基地負担に関する提言、これは全国知事会のほうで、さっき文章の中にもありましたように、日米両政府等々に出されたものなんですけれど、この中には全部で4つのことが上げられている。そのうちの日米地位協定だけを出された。これは何か共産党議員団としての考えがあったのでしょうか。

それと、もう一点は、この地位協定なんですけれど、これはアメリカと、それから日本と世界で何十カ国も結んでるんですかね。そのうちの一つが日本なんですけれど、特に日本がなかなか

これが変えられないのは、憲法9条で、要するに軍を持つことができない。それに対してはやはりアメリカに頼らざるを得ないという状況なんです、これを出されるということは、憲法9条を改正して日本もちゃんと軍を持って対応していこう、そういった形でもいいというふうに判断されてこれを出されたのかということと、最後にもう一つです。

この全国知事会が出されたのは、先月亡くなられた翁長知事がずっと言い続けておられた、基地問題は一都道府県だけの問題ではないということを受けて2年間のヒアリング、勉強を知事会でされたというふうにも聞いております。そうすると、確かに沖縄県民の方には日本の基地の7割を持ってもらって、大変負担を強いられている。これについては私も認めます。じゃあ、鳥取県にもそういったことで基地を持ってきてもいい、全国民が1つになってそれに対して対応していこうと、全国知事会はそのことを言ってるわけです。もとは翁長知事からの発言ですので、それに対して対応されたということからすれば、そういったこともやむを得ないというふうに考えておられますか。3点についてよろしくお願ひします。

○議長（秦 伊知郎君） 1番、加藤学君。

○議員（1番 加藤 学君） 提案の趣旨と質問の意味が少しかみ合っていないような気がするんですが……（「そんなことない」と呼ぶ者あり）まず4点あるうちの1点、言われたとおりこれの本体に関しては、米軍基地負担に関する提言ということになっております。それで今回この中で、日米地位協定の見直しを求める意見書というタイトルで出しております。そのうち、このタイトルが一番シンプルだからだというふうに考えていただいたほうが結構だと思います。

まず、先ほど言われた4点のことですけれども、まず1点。米軍機による低空飛行訓練等については、国の責任で騒音測定器をふやすなど必要な実態調査を行うとともに、訓練ルートや訓練が行われる時期については速やかな事前情報提供を必ず行い、関係自治体や地域住民の不安を払拭した上で実施されるよう、十分な配慮を行うこと。そして、2点目。日米地位協定を抜本的に見直し、航空法や環境法令などの国内法を原則として米軍にも適用させることや、事件・事故時の自治体職員の迅速かつ円滑な立ち会いの保障などを明記すること。3、米軍人等による事件・事故に対し、具体的かつ実効的な防止策を提示し、継続的に取り組みを進めること。また、飛行場周辺における航空機騒音規制措置については、周辺住民の実質的な負担軽減が図られるための運用を行うとともに、同措置の実施に伴う効果について検証を行うこと。4、施設ごとに必要性や使用状況を点検した上で、基地の整理・縮小・返還を積極的に促進すること。この4点、今説明しましたうちの多分2点のことの、日米地位協定を抜本的に見直し、多分このことを言われておるのだと思います。

今回、タイトルのほうが日米地位協定というふうに言うておりますけれども、そもそもこの日米地位協定というものですけれども、日米地位協定、長くなりますけれども、正式には「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」、そういうふうになっております。そして全文が、これが28条だったと思います。そして、今言いましたこの1番目から4番目の部分ですけれども、これは全部の28条あるうちのほとんどにひっかかってくるものです。それがありますので、日米地位協定の見直しを求める意見書、そういうふうに簡略にした、そういうふうで考えていただければ結構だと思います。

それから、日本とアメリカの関係、特に日本が変えられない理由は憲法の絡みであり、憲法9条のことで、それでというふうな質問だったんですけれども、今回この日米地位協定の部分的な見直しをしても、これ憲法9条とか、それからその他のことにかかわってくるとは思っておりません。あくまでも日米地位協定の中でいろいろ制限がありますけれども、特にその制限を他国と合わせて同じような条件にしてほしい、そういったような意味合い、それが今回提言している米軍基地負担に関する提言です。

これ全国知事会が全員で賛成した理由ですけれども、基地があるなしにかかわらず、米軍基地があることによってそれぞれの自治体がそれぞれの負担を強いられている。だから米軍基地、それを支えている日米地位協定を見直してほしい、これが提言のそもそもの1点です。

それから、鳥取県ですね、鳥取県云々と言われたんで、これはここで説明するところではないのですが、日米地位協定の見直しを求める意見書。

我が国には、134施設、10万ヘクタール余の米軍基地があるが、その多くが住宅地域に近接し、米軍基地に起因する事件・事故や環境問題が、住民生活に多大な影響を及ぼしている。特に本県の山間部では、米軍機の低空飛行による騒音被害が発生し、住民に不安を与えている。これらの米軍基地に起因する事件・事故や環境問題から国民の生命・財産と人権を守るためには、施設の提供や米軍の活動、米軍人の法的地位等について規定している日米地位協定の見直しを行う必要がある。しかしながら、日米地位協定は、締結から43年を経過し、国際社会情勢に大きな変化が生じているにもかかわらず、これまで一度も改正されておらず、その運用を改善するだけでは、米軍基地をめぐる諸問題を解決することは困難である。

よって、政府におかれては、公正・良好な日米両国の関係を維持するとともに、国民の生命・財産と人権を守るため、日米地位協定の見直しに取り組まれるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成15年10月8日。鳥取県議会。

鳥取県議会では今から15年前に既にこれを出しております。今のことで説明になるかどうかわかりませんが、一応説明、回答とさせていただきます。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑がありませんので、質疑を終結して、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

5番、白川立真君。

○議員（5番 白川 立真君） 日米地位協定という大変重いものですが、この話は高度に政治的な話です。恐らくここで意見が分かれるかもしれませんが、慎重に討論をしたいと思います。

まず、1951年、ちょっと振り返っていただきたいと思いますが、サンフランシスコにて我が国は連合国より独立を認められました。この時期、世界は東西冷戦の真っただ中にありました。隣の朝鮮半島では、共産主義勢力と自由民主主義勢力がぶつかる朝鮮戦争が勃発し、悲惨な状況となっております。

一方で、当時の日本は陸海軍が解体されており、わずかな防衛力さえも持っていません。このような背景の中で、吉田首相による日米安全保障条約が結ばれました。しかしながら、このとき同時に結ばれた地位協定は、他国が結んでいた地位協定と比べて明らかに不平等な内容となっております。少し紹介しますと、アメリカは日本に駐留するが、日本を守る義務はない。これを日米行政協定と申します。

そして、およそ10年ほど後の1960年、今度は岸総理大臣のときに、欧米並み、NATO並みの地位協定を求め、欧米並み、NATO並みの地位協定を結ぶことに成功いたしました。今日の地位協定は、国際基準、グローバルスタンダードなんです。今、自衛隊がソマリア沖で海賊対処してることは皆さんも御存じでしょう。その拠点はジブチに置いております。ジブチ政府と我が国が結んでいる日本・ジブチ地位協定も日米地位協定と同じ内容なんです。

しかしながら、他国の軍隊を駐留させた場合、受け入れ自治体との間でさまざまな問題が生ずることがあります。その問題に対応するための組織が日米合同委員会といいます。沖縄住民の声は、この委員会に反映されます。これまで通信所の廃止、訓練所の一部または全部の廃止、海兵隊の一部をグアムに移転などがそうであります。ただ、我が国の安全保障にかかわることなので、住民の生活環境と米軍の訓練環境を両立させるための話し合いは今後も必要です。

他方、先ほど加藤議員より他国と同じようにしてほしいという趣旨であったと伺いましたけど、



ちょっとここを聞いていただきたいんですが、ドイツをちょっと例に挙げます。ドイツとアメリカの関係を見ますと、他国軍の駐留についてドイツは許可制をとっております。ドイツの許可がなければ米軍は何もできません。これは、主権国家であるドイツは国民を守るための国軍を保有しており、アメリカとは相互的互惠関係にあるからです。ここが我が国日本と大きく違うところなんです。

では、自衛隊は何なのかと聞かれば、警察力と答えるしかありません。例えるならば、ある女性が不審な男に後をつけられているとしましょう。それだけでその男を逮捕できますか。警察力とは、事件が発生して初めて行動できるもの。これがもし国の有事で大量殺りく兵器が使用され、国家が麻痺しておびただしい死傷者が出てから、はい、自衛隊さん出てくださいといってももう手おくれなんです。そうならないようにアメリカの米軍が駐留し、抑止力が働いているわけです。

残念ながら今、世界には正規の国連軍は存在しません。自国の国民は自国で守ることが大前提にあるんです。さらに悲しいことに、国軍を持たず、交戦権をも否定した我が国、憲法では、我が国のみで抑止力を発揮することは不可能であります。国防の根幹を他国に委ねるということがどんな意味を持つのか、これは国民皆様にも問うてみたいと。戦後を親としてアメリカに育てられた日本はいまだに子供であり、アメリカというお母さんの了解がなければ何もできない。我が国の未来を思うとき、欧米並みの成熟した独立国家を目指すならば、その両足に絡みつく憲法9条という鎖を断ち切らねばなりません。地位協定を見直しを避けるならば、このアメリカ、GHQが二度と刃向かわせなくするために押しつけてきた9条こそ根本的に見直さなければなりません。そういう理由で反対をいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回の日米地位協定の見直しを求める意見書をぜひとも皆さんと御一緒に政府に上げたい。

聞いておりましたら、何か共産党の議員団が出したからあんなたちは、内容を例えば9条を守れとか日米安保条約守れと書いてあると読んでるわけですか。私は、全協でも言わせてもらったと思いますが、この米軍基地に、負担に関する提言、全国知事会が出した分は、遅かれ早かれ今度、市長会等に及んで各自治体がこのことについて問われるところが必ず議会ですね、来ると私は思っているんですよ。

中に書いてあることは読まれたと思いますが、加藤議員も言いました米軍基地に、負担に関す

る提言を全国知事会が出した一番の大前提はどう書いてあるかということ、「日米安全保障体制は、国民の生命・財産や領土・領海等を守るために重要であるが、」、こういうふうに書いてあるんですよ。ということは、この日米地位協定の問題は、日米安全保障体制をどうこう言うものではないということ言ってるんですよ。よく読んでいただきたいと思うんです。だからこそ私たちは皆さんと一致できると思って出してきたんですよ。それを曇った眼鏡とか、私はどちらかという党派間で見てるのがあなた方のほうじゃないかと思ってしまうんですけども、本来であれば議長会がこれ出してきたら皆さん納得するでしょう。そういう内容だと思うんですよ。だから、そういう意味ではぜひもうちょっと頭をやわらかくして、言ってる者は気に入らんけど中身はどうかということで判断していただきたいと思うんですよ。

先ほど言った、板井議員のおっしゃった日米軍事基地負担に関する提言で、地位協定の見直しだけに特化したのなぜかというのは、加藤議員が言ったとおりですけども、この中の4点目の、読まれたと思うんです。4点目、この知事会、どう言ってると思います。基地の整理・縮小、返還を積極的に促進しろと書いてあるんですよ。それを書いたら、皆さんの顔を思い浮かべたときにもしかしたらと思った件もあるんですけども、全国知事会は2年間かけて調べて、各米軍基地にある都道府県を訪ねて精細に調査した結果、こういうふうに基地の整理・縮小・返還を積極的に促進すると言ってるんです。なぜこの4点目をつけ加えないといけなかったか。板井議員のような意見が出てくるからです。沖縄じゃなかったら自分とかが受け入れるのか。こういう話になるから歯どめをさせる意味で、どこに持ってきていい話ではない。全国知事会の良識ですよ。基地の縮小・整理・返還を積極的に促進するというのは、そこに至ったということです。私は、この全国知事会の7月に出された提言というのは、日本の歴史上に残ることだと思っています。47都道府県が、米軍基地が置かれている県もそうでないところも一致して、東京都を初め、この提言を出したということは、非常に大きな意味があるというふうに考えてるわけです。

そこで、あえてそういう論議はしたくないんですけども、9条を変えろということかということですけども、もしかしたら米軍の、日米地位協定の見直しが9条のどこにかかわるといえるのでしょうか。これは言ってみれば、外国との関係でいえば、日本の主権をそもそも、先ほど白川議員の言ったように、不平等に見られた地位協定の見直しが1960年来で平等に変わったというのですが、決してそうではないということは皆さんも御存じだと思うんですよ。

先ほどドイツの例を述べられました。それは軍があるかないかの違いだとおっしゃったんですけども、この間、沖縄県は翁長さんが、翁長さんって元自民党の知事ですよ。その方がどうして自分ところだけにこんなに基地があるのだということと、少女の事件ですよ、あの事件で守っ

てあげられなくて申しわけなかったということから始まって、沖縄県は自分ところのお金で米軍がたくさん駐留している、いわゆるEU圏のドイツとイタリアに副知事初め、視察団を派遣して、それを公表しているんですよ。

その内容はということかという、ドイツでは東西統合前の1988年に航空ショーで米軍機が墜落して、国民の70人以上が犠牲になるという痛ましい事故があった。これをきっかけに1993年に抜本的な地位協定が改定され、米軍機にも国内の航空法、ドイツの航空法が適用され、夜間飛行が制限されてきた。これは言うてわかるように、当初から軍があったからどうのこの問題ではないんです。訓練するときにはドイツの航空管制の事前許可が必要。米軍基地には自治体職員の立ち入りが認められて、ドイツの警察官が常駐しているというんです。音の軽減で騒音の軽減委員会が設置され、自治体の意見を米軍が聞く仕組みもできている。これがドイツです。

イタリアはどうか。イタリアも1998年に米軍機がロープウエーのケーブルを切断して、スキー客が二十数名死亡した。こういう事件があってから、この新たな協定を締結する運動が起こり、米軍の訓練の許可制度や訓練飛行への規制が大幅に強化されてきたんですよ。このことを沖縄の県庁は新聞記者に公表して、少なくとも自分たちは、翁長知事も安保条約は必要だと言っているんですよ。でも、余りにも住んでる者がないがしろにされるということで、地位協定の見直しを言っているんです。

それと同時に、それを受けた都道府県は、もちろん鳥取県の知事も、当初から米軍基地はありませんが、この地位協定の見直しには賛意を示していらっしやいました。その中で全国都道府県は、沖縄だけの問題でなかったらどこに持っていきかって論議にならなかったということなんです。そこをぜひお考えいただきたいと思うんです。そういう意味でいえば、今、国民の命や安全を守ろうと思えば、日米地位協定の見直しのところに保守と革新の枠を超えて全国の都道府県知事が一致して知事会で上げていくということは、これは私たち地方で政治に携わってる町議会でも尊重して賛成をしていくというのが普通の態度ではないでしょうか。それをわざわざ中身も書いていない憲法9条問題や安全保障問題に持っていきというのは、いたずらにそういうことをすることは決して住民は望んでいない。私はそういうふうに思うんです。

そういう意味でいえば、皆さんと一緒にこの米軍基地問題についても、少なくとも今の全国知事会の水準に立って結論を出して、この意見書を上げていこうではありませんか。そのことを切にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、発議案第16号、日米地位協定の見直しを求める意見書を採決いたします。  
提案に対して反対の意見がありましたので、原案に対して可否をとります。  
原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立少数です。よって、本案は、否決されました。

---

#### 日程第26 議員派遣

○議長（秦 伊知郎君） 日程第26、議員派遣を議題といたします。

会議規則第127条の規定により、お手元に配付のとおり、議員の派遣をしたいと思います。  
お諮りいたします。議員派遣をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、原案のとおり議員派遣することに決定  
いたしました。

---

#### 日程第27 委員会の閉会中の継続調査の申し出について

○議長（秦 伊知郎君） 日程第27、委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題といた  
します。

お諮りいたします。議会運営委員会、広報常任委員会及び議会改革調査、複合施設建設調査の  
各特別委員会の委員長から、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査の申し出があり  
ました。

お諮りいたします。各委員長の申し出どおり、閉会中の継続調査に付すことに御異議ありませ  
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出どおり、閉会中  
の継続調査に付すことに決定いたします。

---

○議長（秦 伊知郎君） 以上をもちまして今期定例会の会議に付議されました事件は全て議了い  
たしました。

よって、第5回南部町議会定例会を閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。これをもちまして平成30年第5回南部町議会議定例会を閉会いたします。

午後2時15分閉会

---

#### 議長挨拶

○議長（秦 伊知郎君） 閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

平成30年9月定例会を閉会するに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今期定例会は9月6日に開会以来、21日間にわたり、平成29年度一般会計、特別会計、事業会計の決算認定を初め、30年度補正予算及び各条例の改正等が提案されました。これらの重要案件を終始極めて熱心な御審議により、それぞれ適切、妥当な結論を得ました。議員各位の御精励に対し深く敬意を表しますとともに、心より厚くお礼を申し上げます。

また、10日、11日の2日間において町政に対する一般質問がなされ、9名の議員が行いました。それぞれの議員の質問とも多方面から町政に対しての指摘がなされ、内容の充実した質問であったと思います。

執行部各位におかれましては、今期定例会において成立いたしました議案の執行に当たりましては、委員長報告を初め、各議員の意見、要望を十分に尊重され、さらに一層の熱意と努力を払われ、事業を実施されますよう希望するものであります。

厳しい残暑も終わり、これからは秋が深まってまいります。議員各位におかれましては、何かと御多忙のこととは存じますが、町政の推進に御尽力賜りますことをお願い申し上げ、閉会の御挨拶といたします。どうもありがとうございました。

---

#### 町長挨拶

○町長（陶山 清孝君） 9月定例会議会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は9月6日より本日まで21日間にわたり開催され、平成29年度決算、平成30年度一般会計補正予算など20議案にわたって御審議いただきましたが、本日、全議案とも御賛同賜り、御承認をいただき、まことにありがとうございました。大変お疲れのことだろうと思います。

10日、11日両日には、9名の議員の皆様から一般質問を頂戴しました。平成30年7月豪雨のダムの管理・安全性の問題などから、防災に関する御質問も多かったように思い出します。

10月から始まります町民ふれあいバス南さいはく線や、なんぶ創生に関する諸課題、そして産

業廃棄物処分場に関する御質問など、現在私たち南部町を取り巻く町政の課題についての問題提起ではなかったかと思えます。

それぞれの御質問に丁寧に答弁させていただいたとは思っていますが、議論のかみ合わなかった部分、不足した部分もあったかと思えます。私の勉強不足の面もあると思えますので、今後、御指導いただきながらさらに深めていきたいと、このように思っています。

いよいよ秋本番でございます。収穫真ただ中の米はひとめ、コシヒカリが終わりかけたところと聞きました。梨のできは農協果実部によると、夏の干ばつもあったものの、まあまあだと語っておられました。明後日28日からは、いよいよ輝太郎柿の収穫が始まるとお聞きしています。農作物の豊作と市場での高価格を期待したいところでございます。

これから一日一日秋が深まってまいります。議員各位におかれましては、御自愛の上、お過ごしとなりますようお願い申し上げます、閉会に当たってのお礼の御挨拶といたします。ありがとうございました。

---